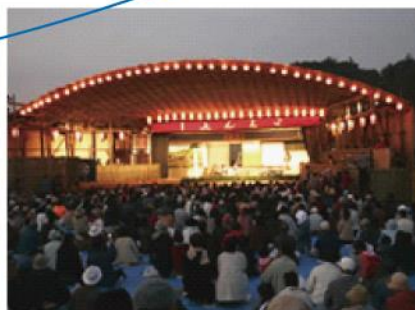


常陸大宮市環境基本計画

改訂版
(2023 ~ 2027)

—2050年ゼロカーボン社会に向けて—

豊かな自然と調和し
安心・快適に暮らせる
持続可能な環境にやさしいまち



2023 (令和5) 年3月
常陸大宮市

表紙裏（白）

はじめに



常陸大宮市では、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とした「常陸大宮市環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。しかし、社会情勢の変化や気候変動に伴う自然災害の頻発や激甚化など、地球規模での環境問題が深刻な事態となっております。

こうした中、国内外では2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた取り組みが活発化しています。併せて、気候変動の影響への対策の強化をはじめ、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた世界共通の行動目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の推進が望まれています。

こうした状況に対応するため、計画策定から5年が経過し、これまでの環境基本計画を受け継ぎつつ、新たな施策や行動指針を示した「常陸大宮市環境基本計画改訂版」を策定いたしました。

近年人口減少が顕著となっている社会情勢のなかで、持続可能な地域づくりを推進していくため、市民・市民団体・事業者・市が一体となり相互に連携・協力して取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました常陸大宮市環境審議会委員の皆様をはじめ、環境づくりに向けたご意見をお寄せいただきました市民・事業者の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和5年3月

常陸大宮市長 鈴木 定 幸

目次

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	各主体の役割	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画が対象とする地域	4
第6節	計画が対象とする環境の範囲	5
第7節	計画の構成	6

第2章 環境の現状と課題

第1節	市域の概況	7
第2節	環境の概況	11
第3節	市民の環境意識	19
第4節	環境の課題	22

第3章 計画の方向性

第1節	望ましい環境像	25
第2節	基本目標	26
第3節	SDGsの推進に向けて	29
第4節	計画の体系	30

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	地球を思いやるやさしい心を育み行動するまち	34
基本目標Ⅱ	豊かな自然とのふれあいを育むまち	39
基本目標Ⅲ	ものを大切にし快適に暮らせるまち	46
基本目標Ⅳ	清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち	52
基本目標Ⅴ	地域を思いやり環境を守る人を育むまち	56

第5章 重点施策の展開

1.	地球温暖化対策の推進—地球温暖化対策実行計画（区域施策編）—	62
2.	気候変動への適応の推進—地域気候変動適応計画—	68

第6章 計画の推進と進行管理

第1節	推進体制	73
第2節	進行管理	75

資料編

資料1	常陸大宮市環境基本条例	77
資料2	諮問・答申	80
資料3	常陸大宮市環境審議会委員名簿	82
資料4	用語の解説	83

第1節 計画策定の趣旨

常陸大宮市は緑豊かな森林や清流、実り豊かな里山に恵まれています。そこには多くの動植物が生息・生育し、豊かな生物多様性を形成しています。

しかしながら、便利で物質的な豊かさを求める生活様式の普及、少子高齢化の進展と合わせて、人と自然との関わりも次第に希薄になってきています。私たちの暮らしに豊かな恵みと潤いをもたらしてきた森林や農地、水辺などの維持管理が困難になり、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、ごみの散乱、野生生物の生息環境の変化に伴う有害鳥獣による農作物への被害など、様々な問題が起きています。

加えて、大量生産・大量廃棄は、市内の自然環境や生活環境に様々な影響を及ぼしました。現在もポイ捨てが問題となっているほか、近年、食品ロス問題やプラスチックごみの海洋流出による環境汚染が地球規模の環境問題となっています。

また、豪雨災害をはじめとした極端な気象災害の多発など気候危機が顕在化する中、パリ協定が発効し、気候変動の緩和と適応の両面から地球温暖化対策を効果的に進めていくことが世界共通の課題となっています。常陸大宮市でも、異常気象や自然環境の変化などの影響が顕在化しています。

常陸大宮市では、こうした環境問題に適切に対応するため、2006（平成 18）年に「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保」を目的とした「常陸大宮市環境基本条例」を制定し、2008（平成 20）年に“清流と里山に学び、みんなで創る 環境にやさしいまち 常陸大宮”を望ましい環境像とした「常陸大宮市環境基本計画」を策定しました。

2013（平成 25）年には、東日本大震災や原子力発電所事故をはじめとした環境情勢や市民・事業者の意識の変化を踏まえ、「常陸大宮市環境基本計画」を改訂するとともに、2017（平成 29）年に見直しを行い、現在の環境基本計画（2018～2027）（以下、「現行計画」という。）を策定しました。

この計画の策定から 5 年が経過する中、温室効果ガス排出量の一層の削減に努め、2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を図っていくとともに、気候変動への適応に向けた対策の着実な推進が求められるなど、環境情勢が大きく変化してきました。

このため、現行計画の中間見直しと合わせて、市域からの温室効果ガス排出量の削減を目的とした地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と地域気候変動適応計画を包含し、一体となって環境基本計画を総合的・計画的に進めていくために、常陸大宮市環境基本計画を改訂（以下、「本計画」という。）します。

本計画は、市が実施する施策だけではなく、市民や事業者の環境保全への取組の基本的な在り方や具体的な指針を示し、協働で環境を守り、育てていく「道しるべ」となるものです。

第2節 計画の位置付け

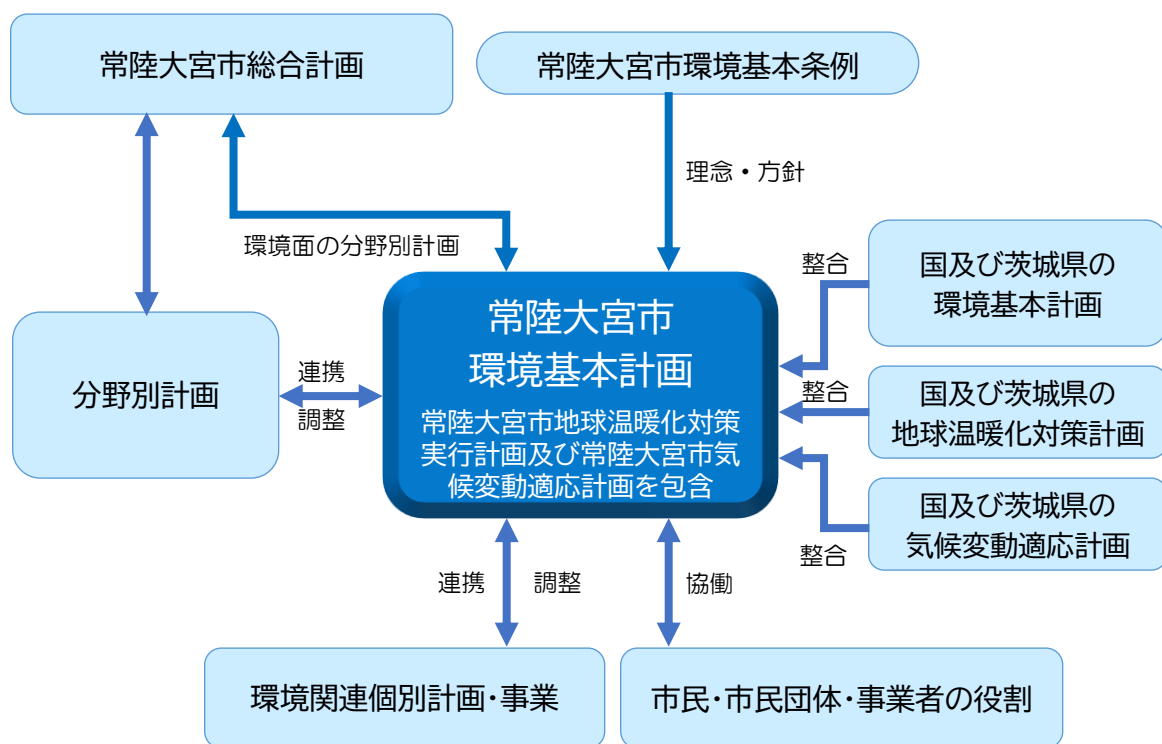
本計画は、「常陸大宮市環境基本条例」第8条に基づく計画であり、市の将来像を示す常陸大宮市総合計画基本構想・基本計画の分野別計画として位置付けられます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条の「地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置付けます。

本計画は、市の個別の計画・事業の立案や実施に当たって、環境の保全・創造に向けての取組の方向や配慮すべきことを示すための計画でもあります。

あわせて、市民・市民団体・事業者が、それぞれの立場に立って、環境の保全や創造に向けて積極的に行動していくことが望まれる取組や、協働により取り組んでいく内容を示しています。

<計画の位置付け>



<参考>常陸大宮市総合計画

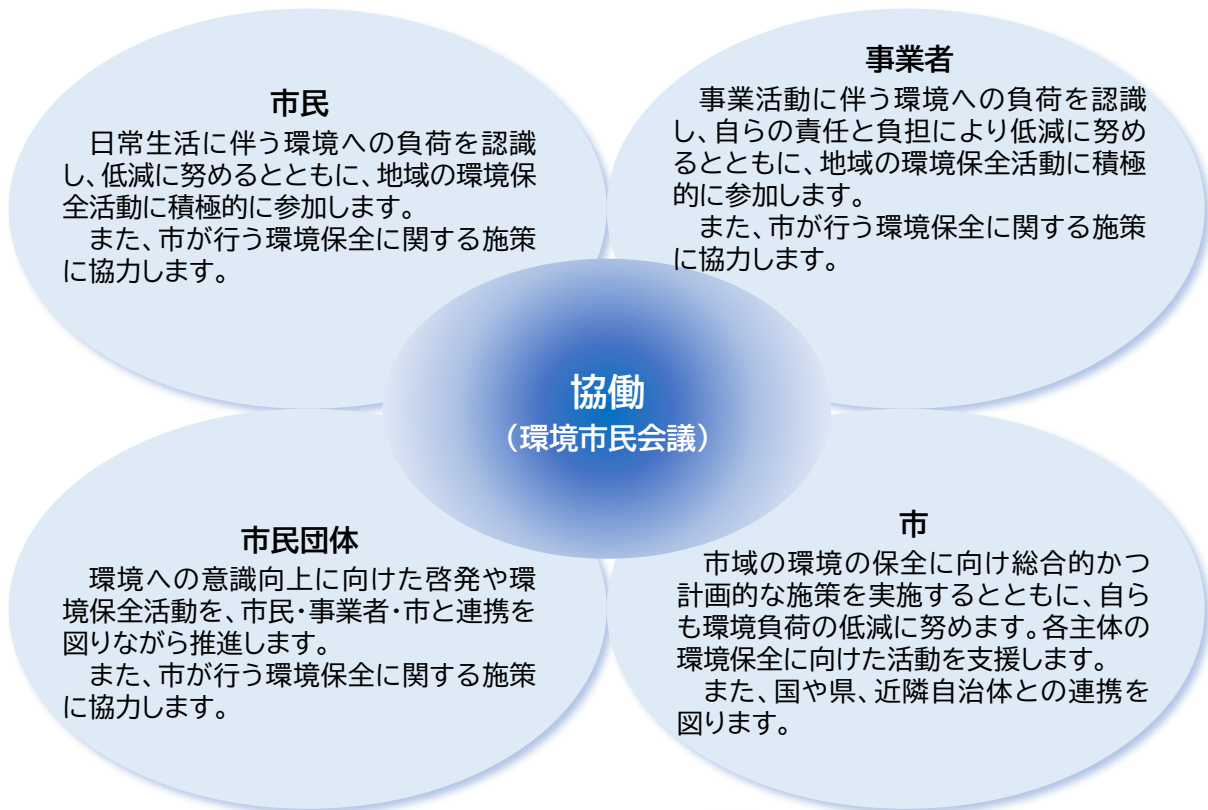
常陸大宮市総合計画は、本市が目指す将来像及び進むべき方向性を明確にし、その実現に向け市民と行政が目標を共有し、まちづくりに取り組むための計画です。また、市政運営の指針となり、分野別のまちづくりを進めるうえでの最上位の計画としての役割を果たします。

第3節 各主体の役割

本計画の目指す環境像や基本目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが役割を分担し、相互に連携・協力していくことが必要です。

各主体の役割と連携は、次のようになります。

<各主体の役割>



市の花「ばら」



市の木「さくら」



市の鳥「かわせみ」



市の魚「あゆ」

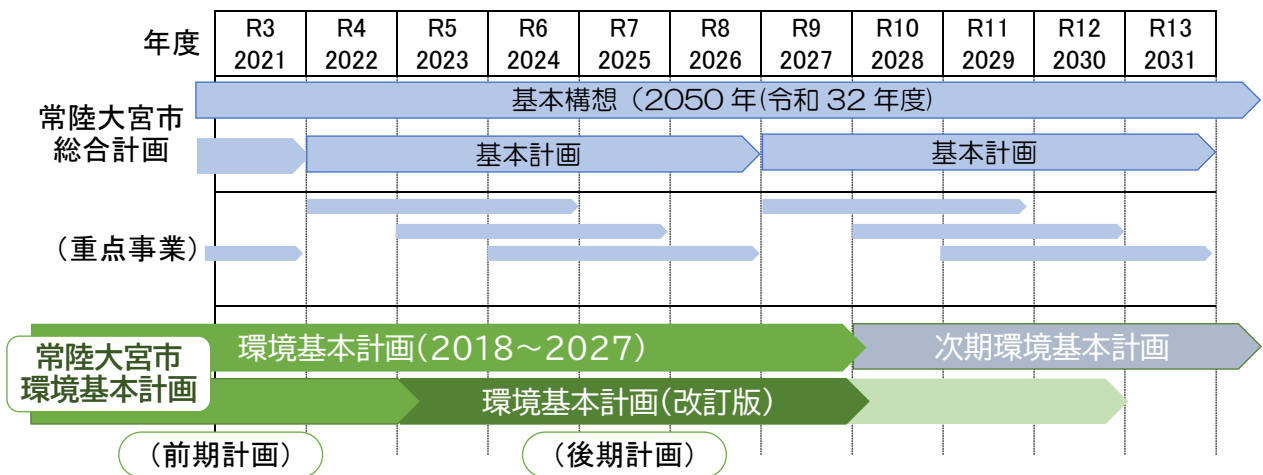
第4節 計画の期間

本計画の期間は、現行計画（計画期間 2018～2027 年度）の中間年にあたる改訂であるため、計画期間を 2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間とします。

なお、本計画に包含する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、国の目標と合わせて、2050 年カーボンニュートラル実現を目指して 2030（令和 12）年度目標の達成に向けた取組の方向を示していくものとします。

ただし、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

<計画期間(総合計画との関係)>



第5節 計画が対象とする地域

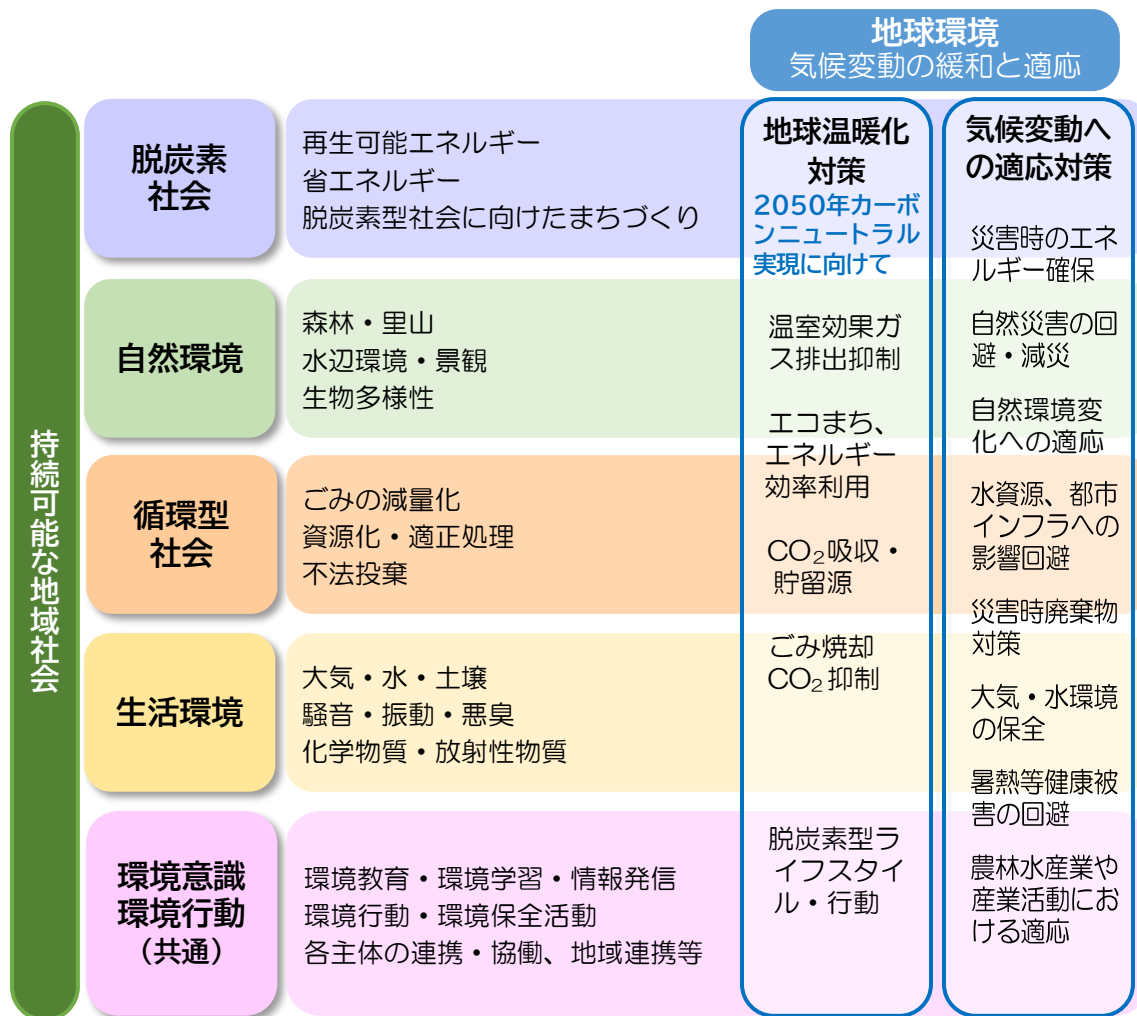
本計画の対象地域は、常陸大宮市全域とします。

なお、環境の保全に当たっては、近隣市町や県の協力をはじめ、流域や文化・経済圏、地球規模まで考えていく必要があり、状況に応じて広域的な調整を図るものとします。

第6節 計画が対象とする環境の範囲

常陸大宮市環境基本条例に規定する方針、総合計画を踏まえ、対象とする環境の範囲を次のとおりとします。

<計画が対象とする環境の範囲>



本計画では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を包含するため、気候変動の緩和と適応に関する内容を「地球環境」として位置付け、各分野に密接に関連し横断的な環境としています。

現行計画でのエネルギーに関する内容等は新たに「脱炭素社会」として位置付け、気候変動の緩和と適応も基本的には環境の範囲に含まれるものとします。

また、現行計画での環境意識に関する内容等は「環境意識・環境行動」として、脱炭素社会・循環型社会やそれらの基盤となる自然環境・生活環境の保全など持続可能な地域社会の構築を支える共通・基盤分野として環境の範囲を見直しています。

第7節 計画の構成

本計画の構成は次の通りです。

第1章 計画の基本的事項	計画策定の趣旨、位置付け、各主体の役割、計画の期間、対象地域、環境の範囲等
第2章 環境の現状と課題	市域の概況、環境の概況、市民の環境意識、環境の課題
第3章 計画の方向性	望ましい環境像、基本目標、SDGsの推進、計画の体系
第4章 施策の展開	市の施策、市民の取組、事業者の取組、重点施策 基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育み行動するまち 基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち 基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち 基本目標Ⅳ 清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち 基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち
第5章 重点施策 気候変動の緩和と適応の推進	1.地球温暖化対策の推進 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて～ 2.気候変動への適応の推進 地域気候変動適応計画 ～気候変動からの影響の回避と緩和に向けて～
第6章 計画の推進と進行管理	推進体制、進行管理

第1節 市域の概況

1-1 位置と地勢

常陸大宮市（以下、「本市」という。）は、2004（平成16）年10月16日に那珂郡大宮町・山方町・美和村・緒川村・東茨城郡御前山村の5町村が合併し誕生しました。地理的には、茨城県北西部の中山間地域に位置し、約348平方キロメートルという広大な行政面積を有し、その約6割が森林となっています。

河川は、市域の南側を北西から南東に流下する那珂川、東側を北から南に流下する久慈川の清流をはじめ、それらに流入する緒川、玉川などが流下し多彩な水辺環境を形成しています。

地形的には、森林が広がる北部の阿武隈・八溝山地や南部の起伏のなだらかな丘陵地と農地や市街地からなる大宮台地、河川沿いの水田や集落からなる谷底平野など変化に富んでいます。

また、歴史も古く、市内には泉坂下遺跡をはじめ文化財や由緒ある神社仏閣が各地に点在しています。組立式農村歌舞伎舞台「西塩子の回り舞台」や和紙原料「楮」を使用した手漉き和紙「西の内紙」、陶芸「御前山焼き」、漆器など、様々な伝統文化や工芸、産業が継承されてきています。

〈常陸大宮市の位置図〉



1-2 人口・世帯数及び将来人口

2000（平成 12）年から 2020（令和 2）年までの本市の人口は一貫して減少しています。また、世帯数は 2010（平成 22）年以降増加傾向から減少傾向に転じています。

地域別の人口割合は、大宮地域が全体の 62%、山方地域 14%、美和・緒川・御前山の各地域がそれぞれ 8%前後と、大宮地域に集中しています。また、2010（平成 22）年比では大宮地域が約 7%の減少、その他の各地域は 20%前後減少しています。

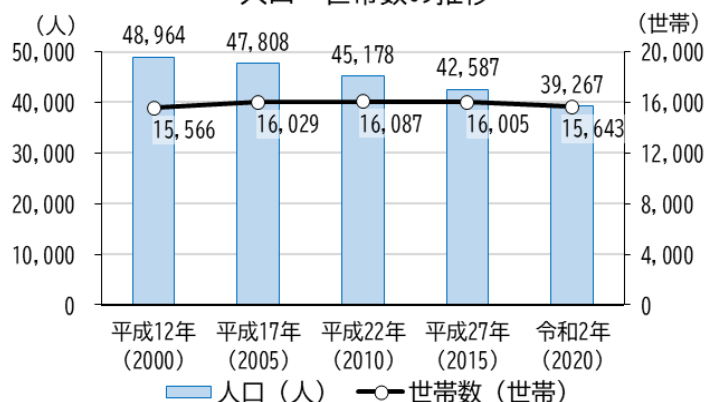
2020（令和 2）年の 3 区分別人口割合は、年少人口（15 歳未満）が 9.2%、老年人口（65 歳以上）が 37.3%と超高齢化、2010（平成 22）年比で年少人口約 32%減少、老年人口約 11%増加と、少子高齢化が急速に進んでいます。

常陸大宮市人口ビジョンによる将来の人口見通しでは、今後も人口の減少が続き 2060（令和 42）年には約 18,500 人になると予測しています。

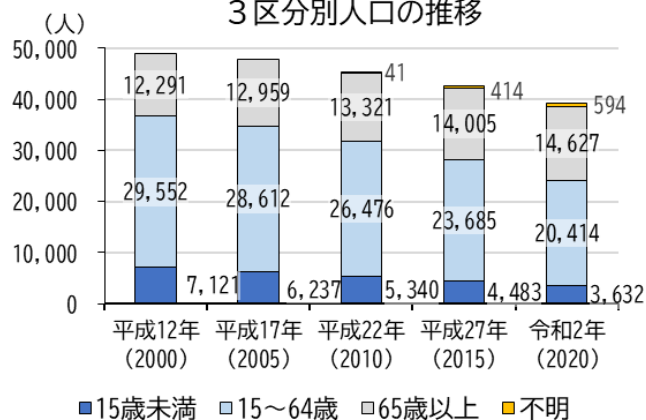
また、本計画の計画目標年である 2027（令和 9）年から地球温暖化対策の目標年の 2030（令和 12）年頃の人口は概ね 34,100 人、総合計画基本構想やカーボンニュートラルが展望する 2050（令和 32）年頃の人口は概ね 23,400 人と、約 40%の減少が見込まれています。

＜資料＞常陸大宮市人口ビジョン「改訂版」（令和 4 年 11 月一部改訂）より

人口・世帯数の推移



3 区分別人口の推移



＜参考＞常陸大宮市人口ビジョン

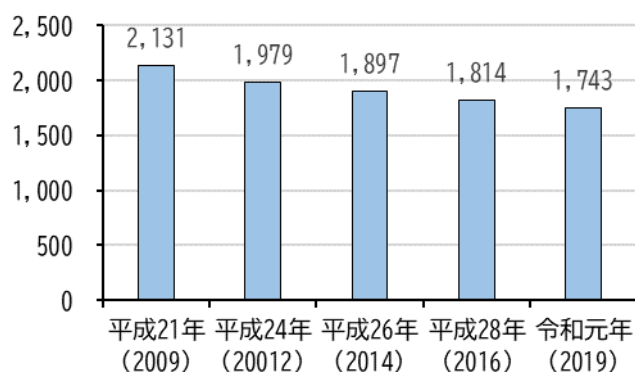
常陸大宮市人口ビジョンは、本市における人口動向の特性と課題を把握するとともに、将来人口推計結果について検証することにより、目標とする将来人口と、将来人口に基づく将来の展望を検討・提示したビジョンで、常陸大宮市総合計画などの目標の達成に向けて必要な施策・事業を検討する上での基礎資料です。人口ビジョンは 2020 年 3 月に策定、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大等の社会情勢の変化、2020 年の国勢調査結果等に基づく近年の人口動向やこれを取り巻く課題を踏まえ、2022 年 11 月に一部改訂しています。

1-3 産業

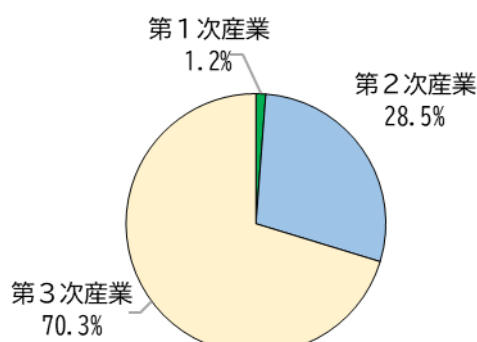
本市の2019（令和元）年における民営事業所数は1,743事業所で、2009（平成21）年以降事業所数は減少しています。

2016（平成28）年では、事業所の約7割が第3次産業、3割弱が第2次産業となっています。また、従業者数は15,763人で、約6割が第3次産業、4割弱が第2次産業となっています。

（事業所） 民営事業所数の推移



平成28年度民営事業割合



<資料>統計常陸大宮（令和3年度版）より

第2次産業では、事業所数は建設業が6割弱を占めていますが、従業員数では製造業が8割弱を占めています。また、第3次産業では、事業所数では卸売業・小売業が全体の37%、生活関連サービス・娯楽業が15%を占めているほか、従業者数では卸売業・小売業が全体の30%、医療・福祉業が25%、生活関連サービス・娯楽業が13%となっています。

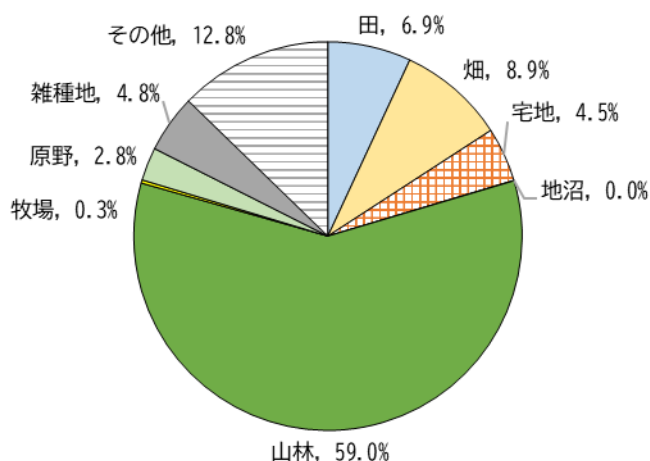
1-4 土地利用

土地利用の状況は、市域の約60%が森林原野で、約16%が農用地、約5%が宅地となっており、市の北部はとりわけ緑豊かな自然環境となっています。

また、都市計画区域の面積は、2021（令和3）年4月1日現在で1,669ha（市域の4.8%）となっており、そのうち3割が用途地域に指定されています。

農業振興地域の面積は31,340haで市全体の約9割となっています。そのうち農用地区域は2,851ha（田2,036ha、畑730ha、樹園地85ha）で、農業振興地域の約9%（市全体の約8%）となっています。

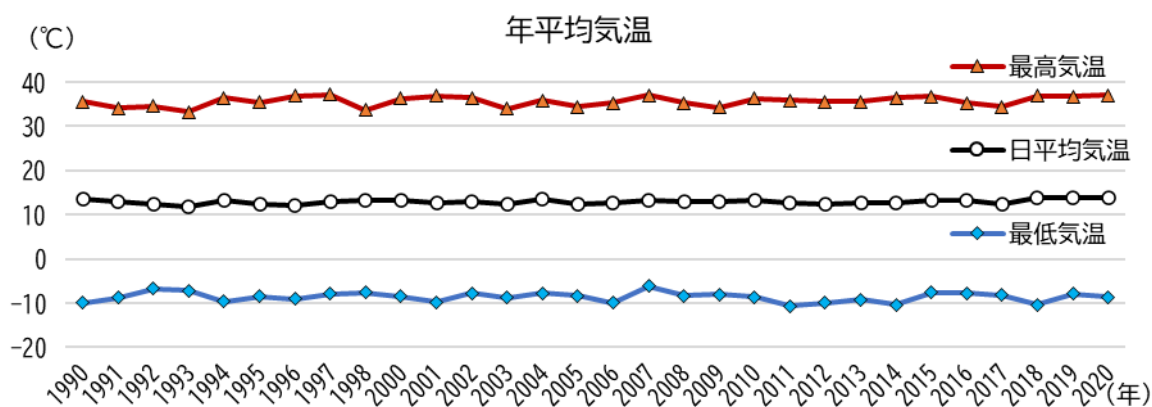
土地利用面積割合（令和3年1月1日現在）



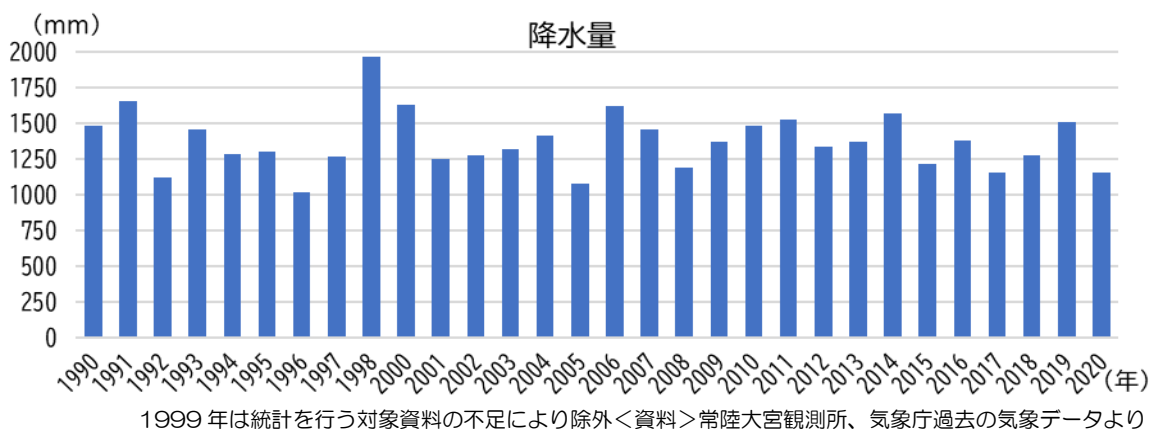
<資料>統計常陸大宮（令和3年版）より

1-5 気象

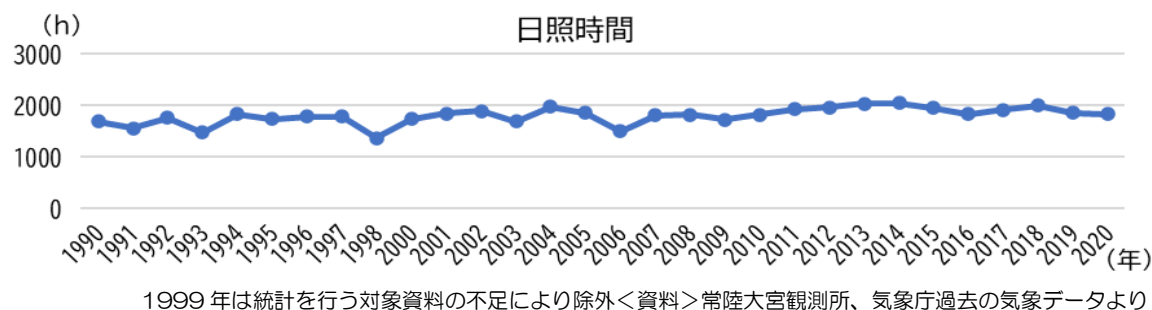
本市の1990（平成2）年～2020（令和2）年の30年間の日平均気温は13℃、平均最高気温は36℃、平均最低気温は-9℃となっています。最高気温は上昇傾向が見られますが、平均気温と最低気温はほぼ横ばい状況となっています。



年降水量は、同30年間の平均では約1,400mmで、年ごとの変化がありますが全体としては緩やかな減少傾向も見られます。日降水量の最大は2019（令和元）年10月12日の令和元年度東日本台風（台風19号）による216mm（観測記録上最大）で、市内でも堤防決壊や住宅等の全壊・一部損壊など大きな被害を受けました。このほかに平成10年、11年、14年、23年、27年に台風や停滞前線、豪雨等による浸水被害などが発生しています。



1990（平成2）年～2020（令和2）年の30年間の年日照時間の平均は約1,800時間で、全体として日照時間が長くなっている傾向が見られます。



第2節 環境の概況

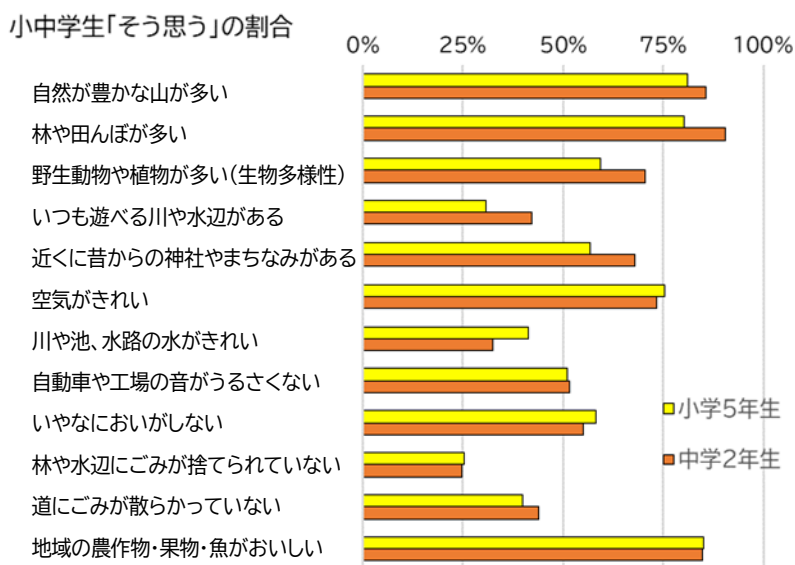
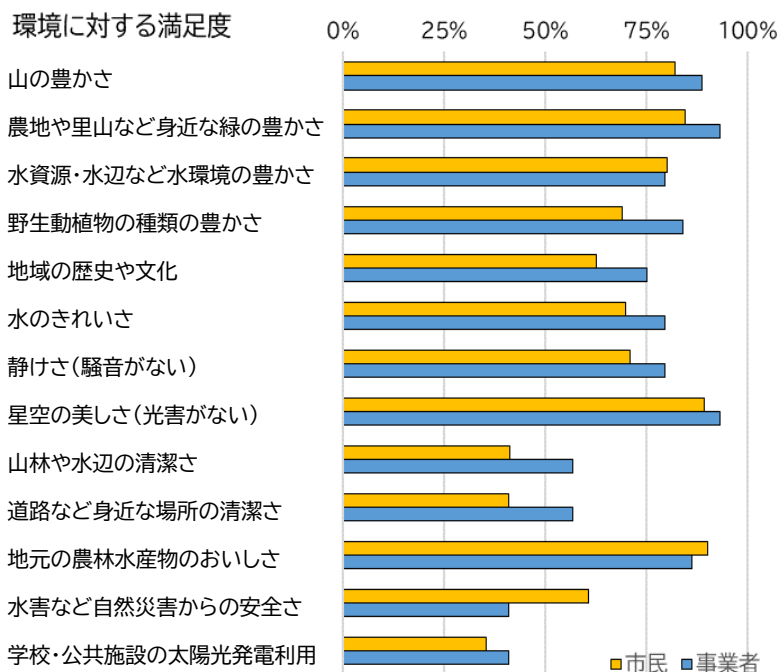
本計画策定に係る環境に関するアンケートでの「地域の環境に対する満足度」は、市民・事業者とも全般的に満足度が高い傾向が見られます。特に、星空の美しさや緑や山の豊かさ、地元農林水産物のおいしさなど自然の恵みへの満足度は高くなっています。

また、不法投棄やポイ捨てなど山林や水辺、道路など身近な場所の清潔さでは市民の満足度が低く、自然災害からの安全さでは事業者の満足度が低い傾向となっています。

児童生徒でも、同様に自然の豊かさや恵みについて「そう思う」との割合が高く、ごみの散乱や水環境に対する割合が低くなっています。

なお、過去に実施した市民の満足度との比較では、共通する多くの項目で満足度が高くなっており、快適に暮らしやすい環境が形成されてきています。

反面、ごみの散乱（清潔さ）については、身近な環境問題としての関心もあり、満足度は低くなっていると考えられます。



市民の環境に関する満足度の推移 (各年の共通項目, 単位%)	平成 19 年調査	平成 24 年調査	平成 27 年調査	令和 4 年調査
山の豊かさ(山の緑の豊かさ)	83.3	86.9	73.0	82.1
農地や里山など身近な緑の豊かさ	75.7	74.6	76.3	84.5
野生動植物の種類の豊かさ	56.3	56.3	56.9	68.9
身近な場所での自然とのふれあい	72.1	74.6	68.9	80.1
地域の歴史や文化	48.7	44.0	50.9	62.5
水のきれいさ	60.2	59.7	76.0	69.9
静けさ(騒音がない)	64.6	63.4	67.3	70.9
星空の美しさ(光害がない)	82.4	85.7	85.6	89.2
山林や水辺の清潔さ	55.1	56.0	42.5	41.2
道路など身近な場所の清潔さ	41.6	43.1	52.4	40.9

以下、環境の分野ごとに、各種調査結果、計画の施策の進捗などを示しています。

2-1 脱炭素社会(気候変動の緩和と適応を含む)

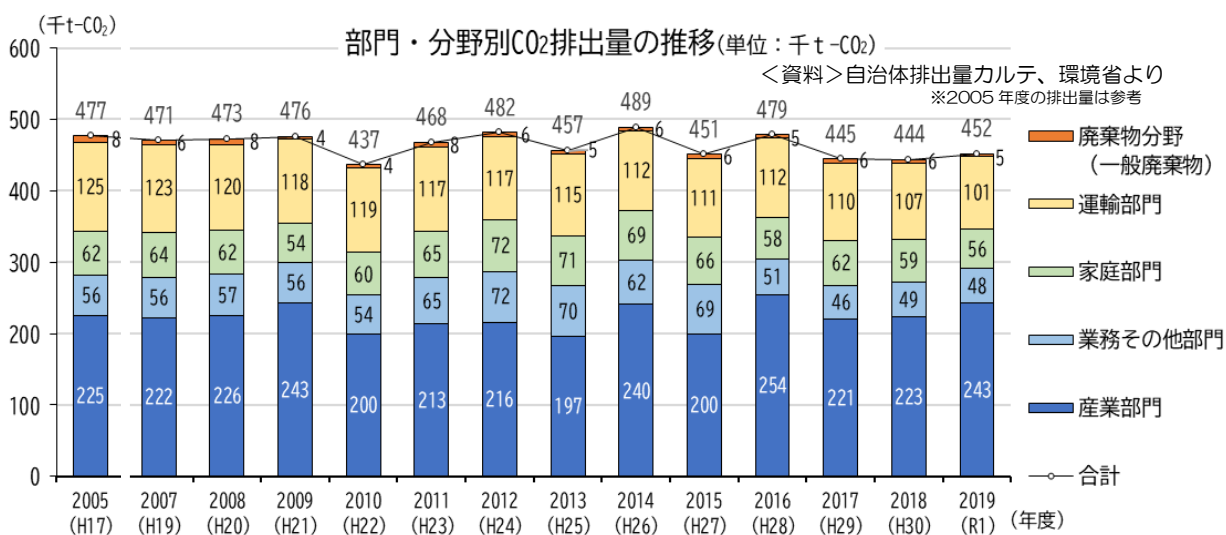
【現状】

私たちが豊かで快適な生活を得ることにより、その日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスは増加し、今や地球温暖化は世界でも大きな問題となっています。その影響は、平均気温の上昇、台風の大型化やゲリラ豪雨等の異常気象、海面の上昇などに現れるとともに、年々深刻化し、人類をはじめとした地球に暮らす生物の生存や健康を脅かしています。

国では、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定の発効、2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けて、2030（令和 12）年の温室効果ガス排出量を基準年である 2013（平成 25）年比 46.0%減（可能なら 50%減を目指す）の水準にすることを目標に掲げ、各分野を超えた積極的な対策を図っていくことにしました。

●温室効果ガス排出量

本市の区域からの温室効果ガス排出量は、ほぼ横ばいから減少傾向で推移しています。2019（令和元）年度の排出量は45万 2 千 t-CO₂で、基準年である 2013（平成 25）年度 45 万 7 千 t-CO₂と比べ約 1%減とほぼ同じ水準となっています。



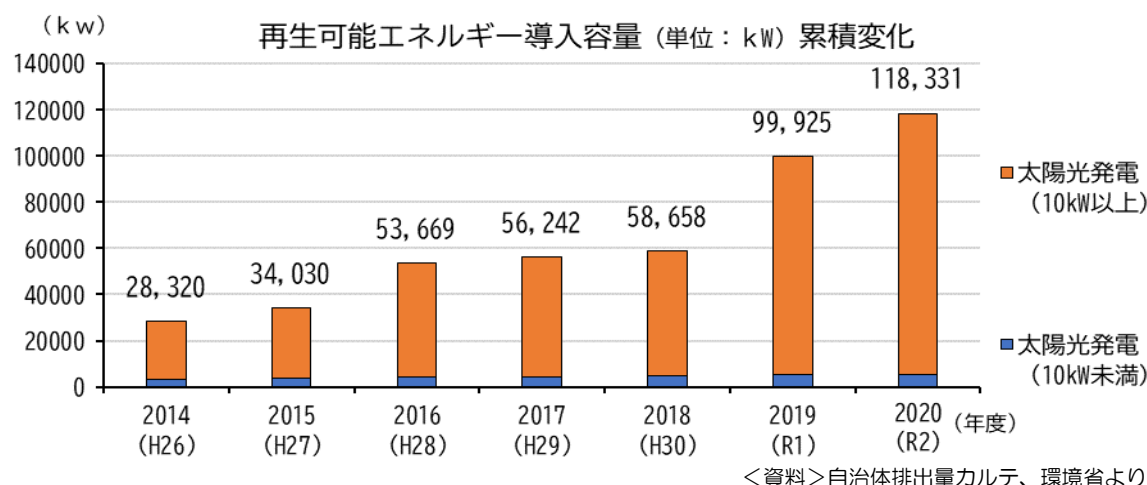
部門別排出割合は産業分野が53.9%と半数以上を占め、次いで運輸部門22.2%、家庭部門と業務その他部門が各10%強となっています。2013（平成 25）年度比では産業部門が24%増加していますが、業務部門31%減などとなっています。

部門・分野	年度	2013(H25)年度 排出量(千 t-CO ₂)	2019(R1)年度 排出量(千 t-CO ₂)	2019(R1)年度排出量	
				排出割合(%)	2013(H25)比排出量
産業部門		197	243	53.9%	23.8%
業務その他部門		70	48	10.6%	▲31.4%
家庭部門		71	56	12.3%	▲21.6%
運輸部門		115	101	22.2%	▲12.4%
一般廃棄物		5	5	1.0%	▲ 9.4%
合計		457	452	100.0%	▲ 1.1%

＜資料＞自治体排出量カルテ、環境省より

●再生可能エネルギー

2020（令和 2）年度における市域での FIT 対象再生可能エネルギーの累積導入件数は、10kW 以上の太陽光発電は 1,217 件、10kW 未満太陽光発電 713 件で、導入設備容量は 118,331kW（発電電力量 155,850MWh）となっています。同年度の区域の電気使用量は 307,992MWh の約 51%に相当しています。



【市の施策の進捗】

温室効果ガス排出量の削減に向け、住宅用太陽光発電システム設置補助（2021（令和 3）年度終了）、2022（令和 4）年度から自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）導入事業費補助、公共施設への太陽光発電設置など、再生可能エネルギー利用の推進をはじめ、エコアクション 21 の認証継続や市役所及び関連施設からの温室効果ガス排出削減に向けた地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進、公共交通機関である市民バスの運行、JR 水郡線の利用促進等を実施してきています。

計画の環境指標からみた中間の進捗状況は、次のようになっています。

<地球環境の分野における環境指標の進捗状況>

環境指標	単位	2016 (H28)年度	目標値 2027 (R9)年度	現状値 2021(R3) 中間達成状況
市役所及び関連施設からの温室効果ガス排出量(事務事業の排出量)	t-CO ₂	1,928	1,720	1,535 計画以上に達成
公共施設への太陽光発電システム設置数	基 (累計)	11	15	12 達成率 80%
住宅用太陽光発電システム設置補助による総発電量(2021 年度事業終了)	kWh (累計)	3,315	7,630	4,473 達成率 59%
エコキュート設置補助における設置基数(2020 年度事業終了)	基 (累計)	1,489	2,580	1,856 達成率 72%

2-2 自然環境

【現状】

本市の北側は阿武隈山系及び八溝山系の南端の標高 400m の山地からなり、南東に順次高度を下げ、那珂川や久慈川に至っています。

河川は、山地や丘陵地・台地を複雑に刻み、網状に発達した里山を形成し、多彩な自然環境や景観を形成しています。

本市の北部及び久慈川沿いは奥久慈県立自然公園、南部は御前山県立自然公園に指定されています。自然環境保全地域として、鷲子山（美和地域）、地割（山方地域）が指定されています。

〈県立自然公園・環境保全地域〉

名称	関係市町村	面積 (ha)
奥久慈県立自然公園	常陸大宮市、常陸太田市、大子町	10,410
御前山県立自然公園	常陸大宮市、城里町	7,380
鷲子山自然環境保全地域	常陸大宮市（美和地域）	6.5
地割自然環境保全地域	常陸大宮市（山方地域）	10.20

【市の施策の進捗】

自然と人との豊かなふれあいの確保と恵み豊かな自然を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、間伐などの森林資源の整備推進をはじめ、森林や水辺とふれあえる公園・親水空間の整備・維持管理、自然公園等の保全・活用などを進めてきました。

また、市産材使用木造住宅建設助成及び環境保全型農業への支援、有害鳥獣による農作物への被害防止対策などを行ってきました。

計画の環境指標からみた中間の進捗状況は、次のようになっています。

〈自然環境の分野における環境指標の進捗状況〉

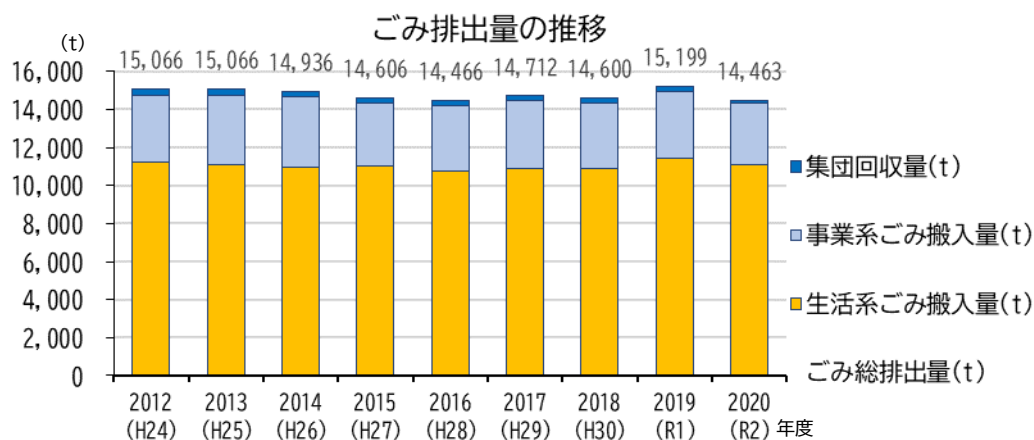
環境指標	単位	目標値		現状値
		2016 (H28)年度	2027 (R9)年度	2021(R3) 中間達成状況
間伐等実施面積	ha (累計)	1,585	2,800	1,960 達成率 70%
自然環境保全活動実施回数	回	3	4	5 計画以上に達成
鳥獣害防止対策事業 (イノシシ、ハクビシン捕獲頭数)	頭 (累計)	2,006	9,400	7,722 達成率 82%

2-3 循環型社会

【現状】

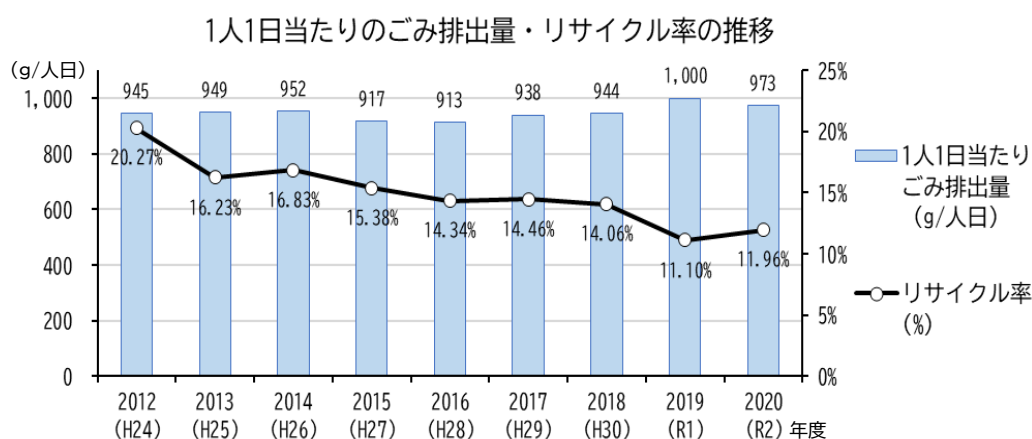
本市から発生するごみやし尿・浄化槽汚泥などの一般廃棄物の処理は、本市と那珂市で構成される大宮地方環境整備組合で処理を行っており、ごみは組合の環境センターで焼却処理等を行っています。

本市からのごみ排出量は、全体としては緩やかな減少傾向が見られますが、2019（令和元）年度は東日本台風のごみ処理により増加しました。なお、ごみ排出量の約75%が生活系ごみとなっています。



＜資料＞一般廃棄物処理実態調査、環境省より

また、一人一日当たりのごみ排出量も減少してきましたが、2017（平成 29）年度以降増加傾向となっています。また、資源ごみの回収量は増加してきていますが、集団回収量の減少などにより資源化（リサイクル）率は全体的に減少傾向となっているなど、循環型社会の実現に向けた課題となっています。



＜資料＞一般廃棄物処理実態調査、環境省より

【市の施策の進捗】

資源を大切にするとともに、ごみを最低限に減らす持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、ごみの減量及びリサイクルの取組を実施してきました。

ごみの減量や資源化に向けた具体的な事業としては、パンフレットの作成、広報活動、資源ごみ回収補助及び木質バイオマスボイラーの設置などを実施してきました。さらに、地域での資源物の集団回収への支援、ごみの減量や分別の意識啓発に向け環境センターへの市民の施設見学などを行っています。

また、廃棄物の適正処理に向け、ごみステーションの整備、ごみの出し方リサイクルマニュアルやごみ分別辞典の作成、不法投棄監視パトロール及び地域住民との協働による道路や河川等のクリーン作戦を実施してきました。

計画の環境指標からみた中間の進捗状況は、次のようになっています。

＜循環型社会の分野における環境指標の進捗状況＞

環境指標	単位	2016 (H28)年度	目標値 2027 (R9)年度	現状値 2021(R3) 中間達成状況
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	913	820	958 未達成 新型コロナの影響で、 家庭で過ごす時間が増 えたことによる家庭ご みの増加
ごみの資源化率	%	18.4	25.0	11.5 達成率 46% 令和2年度以降新型コ ロナ対策で集団回収率 が低下
クリーン作戦実施回数	回	2	2	2 予定通り実施
不法投棄等監視員数	回	956	956	954 達成率 99.8%
環境センターへの市民の施設見学者数	人	300	350	0 計画通り実施してきた が、令和2年度以降新 型コロナ対策で自粛



常陸大宮市 ごみの出し方リサイクルマニュアル
常陸大宮市ごみ分別辞典



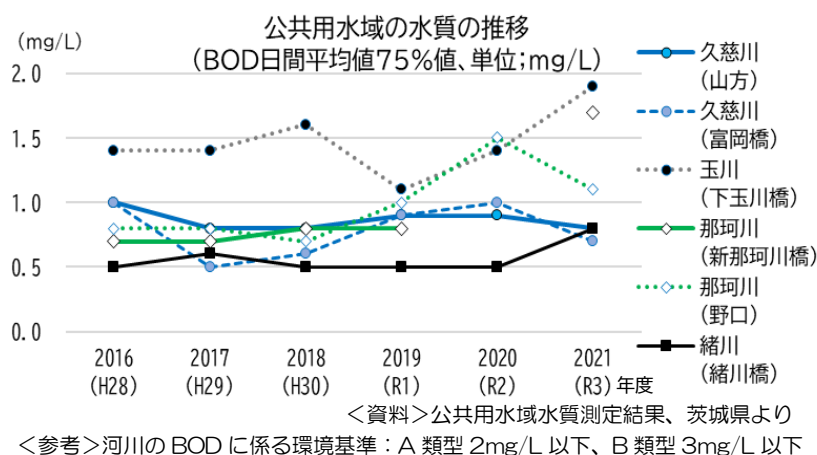
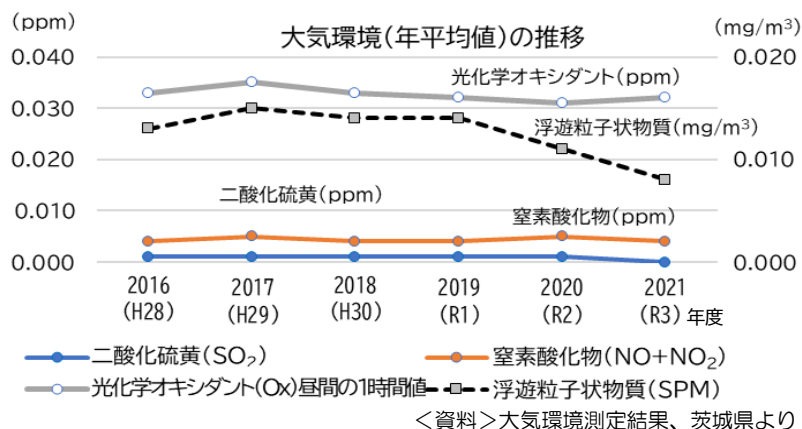
2-4 生活環境

【現状】

一般大気環境は、県が大気常時監視測定局で監視等を行っています。市内では野中町の測定局で二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）、非メタン炭化水素（NMHC）の測定を、2014（平成26）年度からは微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

大気環境では、光化学オキシダント以外の物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントは広域的な大気汚染で、茨城県全域で環境基準が未達成となっています。

市内を流れる河川の水質環境基準は、久慈川や那珂川、緒川はA類型、玉川はB類型に指定されています。公共用水域水質調査結果では、各調査地点で生物学的酸素要求量（BOD）は環境基準を達成していますが、最近濃度の上昇が見られます。



【市の施策の進捗】

大気環境の保全や水質汚濁の防止による良好な環境の保持に向け、発生源となる事業場への法や条例遵守の指導に取り組みました。また、野焼き防止の指導、公害に関する苦情の対応、公共用水域の水質の監視を行いました。家庭からの排水の浄化のため、生活排水処理施設の整備などを実施してきました。

計画の環境指標からみた中間の進捗状況は、次のようになっています。

＜生活環境の分野における環境指標の進捗状況＞

環境指標	単位	2016 (H28)年度	目標値 2027 (R9)年度	現状値 2021(R3) 中間達成状況
河川環境基準 生物学的酸素要求量	環境基準	達成	達成を維持	達成
汚水処理人口普及率	%	70.89	90.1	75.5 達成率 84%
騒音に係る環境基準達成率(面的)	%	100.0	100.0	100.0 達成率 100%

2-5 環境意識

【現状】

環境保全に向けた取組を協働で進めるために市民・事業者・市で組織した環境市民会議では、市と連携した活動を行っています。しかし、参加・協力者が当初より減少し、活動の活発化に向け新たな参加・協力者の確保が課題となっています。

また、道路や河川のクリーン作戦は、市民に定着し多くの市民が参加しており意識の高さが伺えます。

反面、近年の新型コロナウイルス蔓延に伴う環境保全活動やイベントの自粛など、市民参加による活動機会が減少するなど、新たな連携・協働の仕組みづくりや適切な対策などが求められてきています。

【市の施策の進捗】

環境問題に対する関心と理解をもった人の育成や環境保全活動の活性化に向け、学校での環境教育、まちづくり講座の開催、環境市民会議の支援やホームページと広報などを活用し、環境に関する情報の発信を行ってきました。

また、環境市民会議では、体験型環境学習、視察研修、環境活動のPR、ごみ減量及び地球温暖化防止キャンペーンなどを実施してきました。しかし、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度においては新型コロナウイルス対策による開催自粛などにより開催や参加が実施できませんでした。

計画の環境指標からみた中間の進捗状況は、次のようになっています。

＜環境意識の分野における環境指標の進捗状況＞

環境指標	単位	2016 (H28)年度	目標値 2027 (R9)年度	現状値 2021(R3) 中間達成状況
放課後子供教室における環境学習講座の参加数	人	203	230	計画どおり実施してきたが、令和2年度以降新型コロナウイルス対策で自粛
体験型環境学習の開催回数	回	2	3	計画どおり実施してきたが、令和2年度以降新型コロナウイルス対策で自粛
環境情報の発信回数	回	27	30	23 達成率 77%
環境市民会議の参加団体数	団体	41	50	40 達成率 80%

第3節 市民の環境意識

市の環境に関する市民等アンケートにおいて、今後の環境づくりに向けて本市が優先的に取り組むべき内容等についてたずねています。

なお、アンケートの結果概要は、次のとおりです。

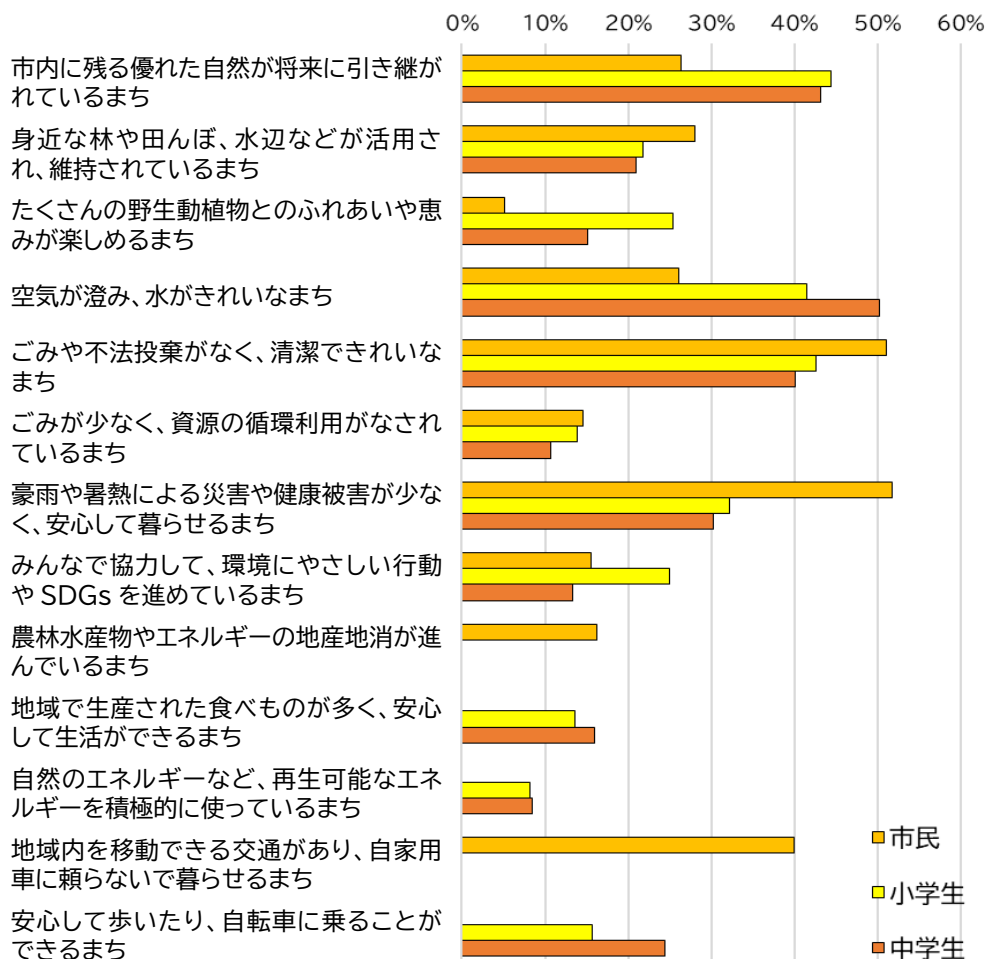
調査対象	対象数	回収数	回収率	調査方法及び調査期間
市民	994人	296人	29.8%	郵送による 令和4年9月20日～令和4年10月6日
事業者	100社	44社	44.0%	郵送による 令和4年9月20日～令和4年10月6日
小学5年生	280人	280人	100.0%	学校（教室）配布・回収 ※対象数は配布・回収できた児童生徒数 令和4年9月12日～令和4年10月5日
中学2年生	225人	225人	100.0%	

● 常陸大宮市の環境の姿について

本市の望ましい環境の姿（市民）や、こういう環境のまちだったら良いな（小中学生）についてのアンケートの結果では、「ごみや不法投棄がなく清潔できれいなまち」や「空気が澄み、水がきれいなまち」、「優れた自然が将来に引き継がれているまち」、「気候変動による災害や健康被害の少ない安心して暮らせるまち」への期待が高くなっています。

なお、市民では「自家用車に頼らないで暮らせるまち」への期待も高くなっています。

望まれる常陸大宮市の環境の姿



3-1 脱炭素社会に向けて

市民や小中学生の地球温暖化や気候変動に関する関心は高く、特に自然災害への関心が高くなっています。

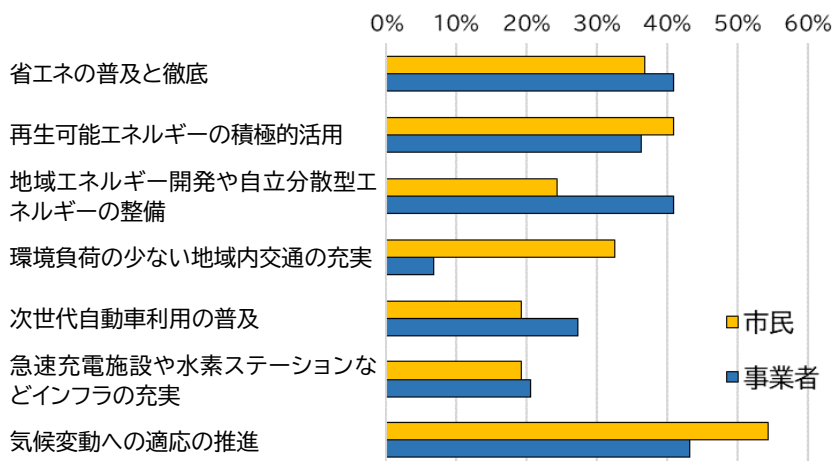
次に、日常生活などでの節電等省エネ行動も普及してきています。

反面、エネルギーや温室効果ガスへの関心が低い傾向となっています。

今後、市が優先すべき取組としては、市民・事業者とも、気候変動への適応の推進や再生可能エネルギー活用、省エネの普及・徹底があげられています。

なお、市民では「環境負荷の少ない地域内循環交通の充実」、事業者では、「地域エネルギー開発や自立分散型エネルギー整備」への期待も同様に高くなっています。

脱炭素社会・地球温暖化対策に向けて



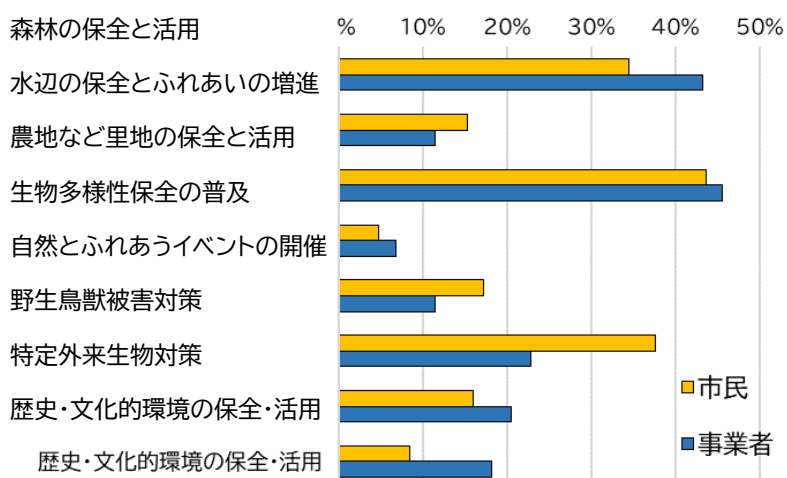
3-2 自然環境の保全・活用に向けて

市民・事業者をはじめ、小中学生も、本市の環境特性として、豊かな森林や農地、水辺など里地里山環境をあげています。

今後、市が優先すべき取組としては、市民・事業者とも「農地など里地の保全と活用」や「森林の保全と活用」の取組への期待が高くなっています。

また、市民では、近年被害が増大している鳥獣害対策への期待も高く、里地里山の保全・活用と一体となった対策が求められています。

自然環境の保全・活用に向けて



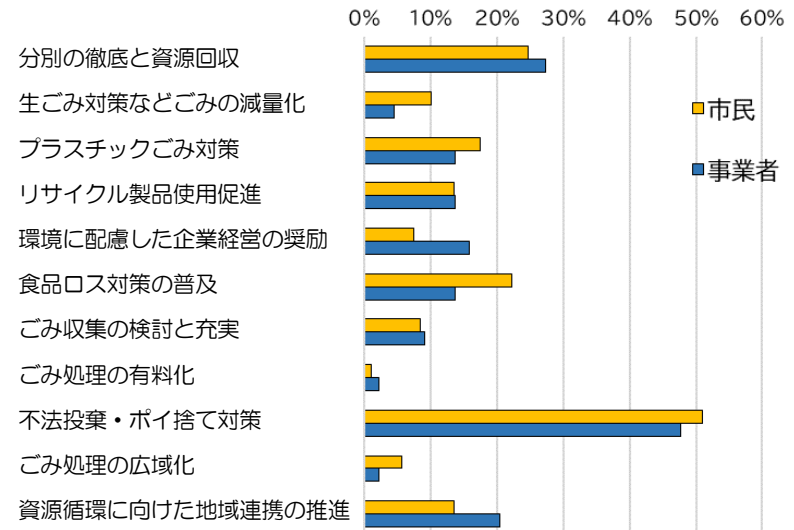
3-3 資源の循環利用、ごみの減量・資源化に向けて

資源循環やごみ問題については、市民・事業者、小中学生とも不法投棄やポイ捨てのない、清潔できれいな環境を望んでいます。

このため、市が優先すべき取組として「不法投棄・ポイ捨て対策」への期待が特に高くなっています。

不法投棄・ポイ捨て問題は、地域住民による取組や対策だけでは解決が難しいため、引き続き優先して取り組むべき課題となっています。

資源の循環利用・ごみの減量・資源化に向けて

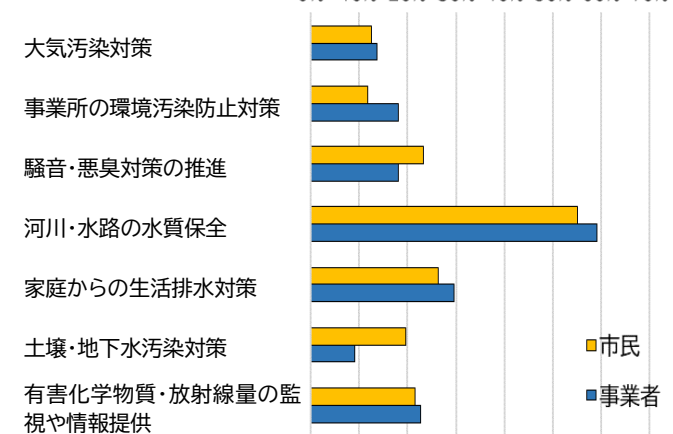


3-4 生活環境の保全に向けて

本市には久慈川や那珂川の清流が流れ、代表的な水辺景観となっており、市民や小中学生の水辺への関心が高く、良好な水質の保全が求められています。

今後、市が優先すべき取組として、市民・事業者とも、河川や水路の水質保全への期待が高く、より良好な生活環境の確保に向けて一層大切であると考えています。

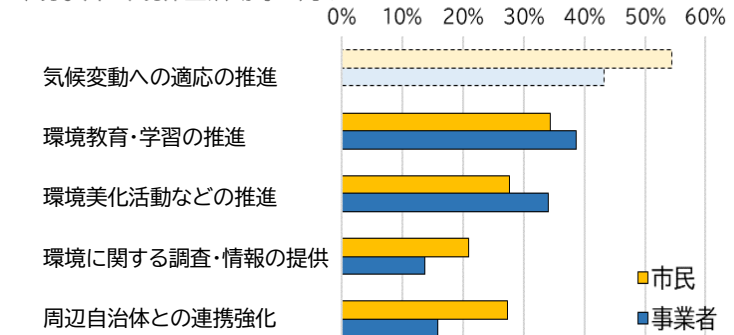
生活環境の保全に向けて



3-5 環境学習・環境保全活動等に向けて

気候変動を除く項目では、今後、市が優先すべき取組として、市民・事業者とも、環境教育・学習の推進や環境美化活動などの推進が期待されています。

環境学習・環境保全活動等に向けて



第4節 環境の課題

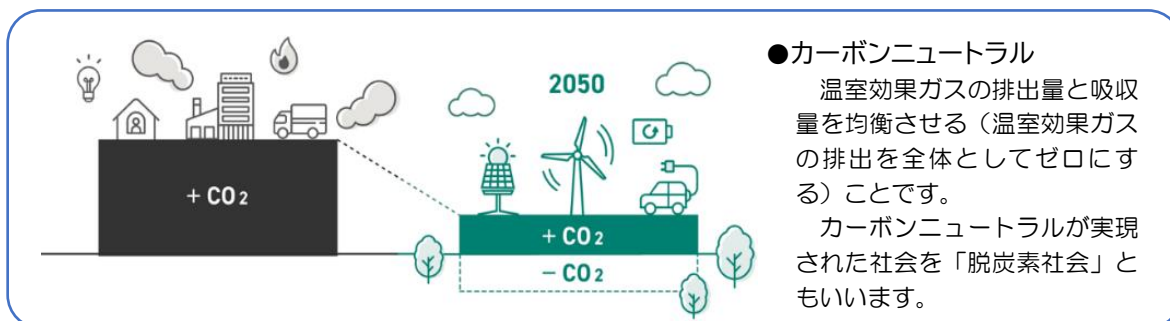
4-1 脱炭素社会(気候変動・地球温暖化)

地球温暖化の防止は、地球規模での課題であり世界各国で対応が求められ、本市でも化石燃料の消費により排出される温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。

しかしながら、地球の温暖化は進行しており、気温の上昇やゲリラ豪雨の頻発などの異常気象、気候変動の影響と考えられる事象が起こっており、私たちの生存基盤を揺るがす“気候危機”とも言われています。

こうした気候危機に対して、地球温暖化対策を気候変動の緩和と適応の両面から積極的に進めていくことが求められています。パリ協定の発効を踏まえ、その達成に向け、世界や国では 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組の加速化が求められています。

本市でも、2022（令和2）年7月に「ゼロカーボンシティ宣言～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～」を、本市も加盟する関東甲地域の「廃棄物と環境を考える協議会」において、共同宣言に署名を行い、取組の展開を図っていくことにしました。



地球温暖化の防止や緩和に向けて、温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の強化と積極的な推進が求められています。それに加え、気候変動への適応策を進めていくことが急務となっています。

そのため、市民一人ひとりが日常生活での省エネルギーの徹底をはじめ、省エネ・再エネ機器や再エネ電力、電気自動車の活用などを一層進めつつ、これからの脱炭素社会に向けたライフスタイルの変革を図っていかねばなりません。

また、最も身近な再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムの普及や再エネ電力の活用など、再生可能エネルギーの最大限の活用を進めるとともに、エネルギーの地産地消に向けた取組が必要です。

あわせて、本市の豊かな森林資源を活かした木質バイオマスの利活用をはじめ、二酸化炭素吸収源としての森林資源の整備・活用を進めていかねばなりません。

気候変動への適応に向けては、各分野の横断的な取組が重要です。上記の緩和策の推進と一体となって、その影響の回避や緩和に向けた適応策を横断的に進めていく必要があります。

<参考>廃棄物と環境を考える協議会

廃棄物の減量と資源化の促進、未来の地球環境の保全に寄与することを目的として 2013 年設立の協議会。2020 年 4 月時点で関東甲地域の 40 団体（73 市町村）と民間事業者 2 社で構成されています。

4-2 自然環境

本市には緑豊かな森林、那珂川や久慈川などの清流、生産拠点でもある里山が残されています。市民の多くがこれらの豊かな自然環境を残していきたいと考えています。

しかし、高齢化に伴う農林業の担い手不足などによる森林や里山の荒廃が市内に多くみられます。その影響で有害鳥獣による農作物への被害が急増しています。

そのため、森林や里山の植林や間伐、農地の保全などの施策に取り組んできましたが、今後も継続していかなければなりません。さらに、今日の環境課題である気候変動の緩和と適応に向けて、森林の二酸化炭素吸収源としての役割や災害防止機能などの一層の向上が求められています。

市域の多くを占める森林や里山には多くの動植物が生息生育し、地域固有の生態系を維持しています。動植物の生息生育域である里山の荒廃は、地域の生態系の悪化につながります。そのため、市内の動植物の生息生育域を保全していくための施策も継続していく必要があります。

また、有害鳥獣の捕獲などの施策にも取り組んできましたが、農作物の被害を低減するため、継続した対策の実施が必要です。さらに、外来種による地域固有の生態系への被害が市内において発生しているため、早期発見と拡散の防止対策を推進していかなければなりません。

4-3 循環型社会

今日、食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染などの問題が深刻化してきています。また、廃棄食品やプラスチックごみの焼却等による二酸化炭素の排出も課題となっています。

国では、2019（令和元）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」や2021（令和3）年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定し、対策の強化を図っています。

本市でも、こうした資源循環をはじめ、ごみの減量化、資源化に向けた施策に取り組んでいます。しかし、資源の枯渇及び最終処分場の不足などに対応するために、今後もごみの減量化、資源化に継続して取り組んでいかなければなりません。

特に、資源化率は近年低下しているため、ごみに含まれる資源の有効活用に向けた新たな施策について検討していく必要があります。

ごみの減量化・資源化には、ごみを排出するすべての人が取り組まなければならない課題のため、啓発も含めた施策の検討と推進が必要です。

また、小中学生から市民まで全ての年代でごみのポイ捨てや不法投棄への関心が高くなっています。監視や清掃活動に市民や事業者と協働で取り組んできましたが、今後も不法投棄などの防止に向けた啓発や監視強化などの施策を継続していく必要があります。さらに、ポイ捨てや不法投棄がされないまちづくりに向け、環境美化など新たな施策を検討していく必要があります。

4-4 生活環境

小中学生から市民まで、「澄んだ空気ときれいな水」への関心が高く、特に、身近な生活空間や自然学習の場、自然とのふれあいの場として、里地や河川・水路などの清潔さや水のきれいさを望んでいます。

市内を流れる河川の水質は改善していますが、市民の身近な水路や小川では生活排水などの流入があることから、一層の改善が必要となっています。市では、生活排水対策を進めてきていますが、今後も継続していく必要があります。

大気環境や水環境の保全に向け、発生源である事業場に対して法や条例による規制の遵守、監視を継続していく必要があります。さらに、大気や水の常時監視も継続していくことが重要です。

大気中の光化学オキシダント以外の項目では環境基準を達成しており、今後とも、良好な大気環境を維持・向上させていくことが必要です。また、光化学オキシダントは、茨城県全域で環境基準が未達成となっており、さらには、気候変動に伴い発生頻度が増加する懸念もあり、今後も広域的な対策が求められています。

騒音、振動、悪臭などの感覚公害は、規制基準を遵守していても不快と感してしまうもので、これらの発生源対策にも取り組んでいく必要があります。

また、市民の安全安心な暮らしの確保に向け、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の継続的な監視をはじめ、有害な化学物質等による環境汚染・健康被害の低減に向けた取組や普及啓発などを図っていく必要があります。

さらに、快適な生活環境の確保の観点から、野焼きなど身近な環境問題への対応を継続して進めていくことが必要です。

4-5 環境意識・環境行動

環境への意識向上による環境保全活動の推進に向け、本市では環境教育・環境学習の実施や環境情報の発信に取り組んできました。また、市民・事業者・市で構成する環境市民会議を設置し、環境保全に向けた協働による取組を実施してきました。

環境問題は、誰かにまかせておけば良いというものではなく、市民・事業者・市が一体となり協働で取り組んでいく必要があります。そのため、環境の保全に向けた協働による活動を今後も継続します。

環境保全活動の推進のため、環境学習・環境教育の継続、環境保全を積極的に取り組む人の確保が必要となります。加えて、市民・事業者・市で構成する環境市民会議の活動の活発化が求められています。

また、環境への関心を高めるため、市や県で行っている各種環境調査結果や環境保全に向けた活動、環境基本計画の進捗や計画に掲げる環境保全に向けた取組を市民に広く継続して、情報発信していきます。

今後、少子高齢化の一層の進展や新型コロナウイルス等による活動の制限など、社会情勢の変化に柔軟に対応した情報提供や環境教育・環境保全活動の仕組みづくりも課題となっています。

第1節 望ましい環境像

私たちは快適で便利な暮らしを営むため、資源の消費に伴う廃棄物の増加、温室効果ガスや汚染物質の排出、土地の開発などにより環境に負荷を与えてきました。こうした環境負荷が地球温暖化をもたらし、気候変動による自然災害や健康への影響をはじめ、私たちの暮らしを支える自然の恵みにも様々な影響を及ぼしてきています。

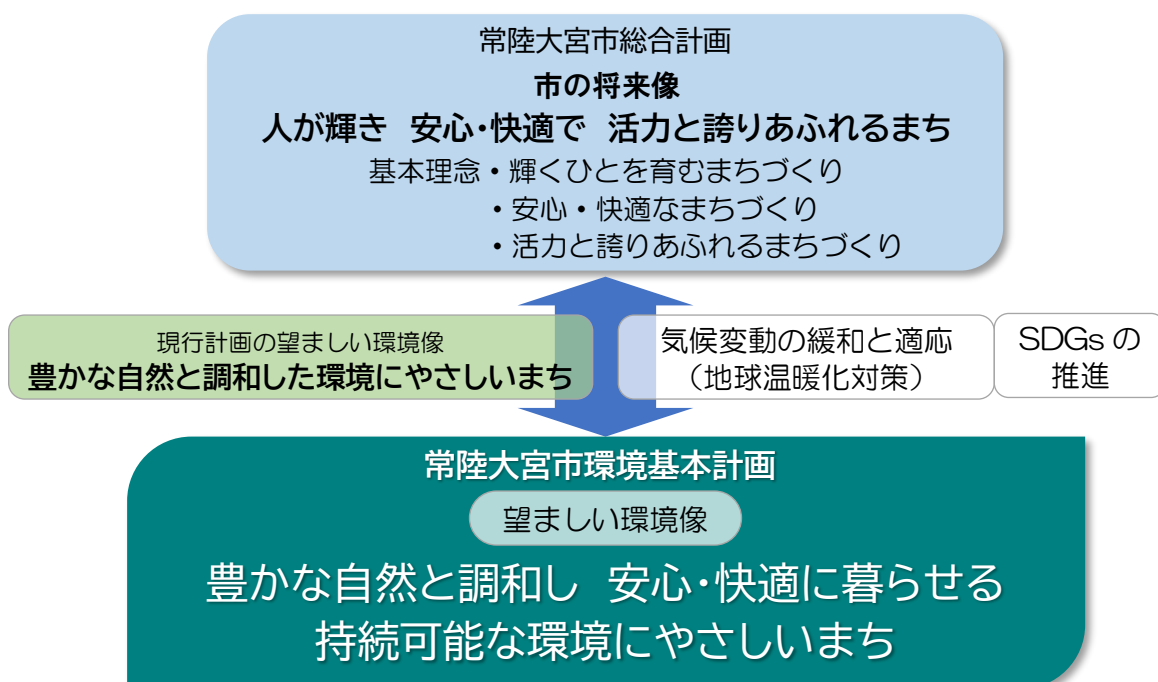
このような現状においても、本市には緑豊かな森林や人が手を加えながら維持してきた里山、そして、そこから流れでる清流が残されています。それらの環境には、生物多様性の豊かな生態系が形成され、様々な動植物が生息・生育しています。

豊かな生態系に支えられた私たちの暮らしと生産の場は、いにしえから育まれてきたふるさとの原風景であり、私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれます。

私たちは、今後、増大する気候変動の影響に適応していくとともに、エネルギーや資源の持続的な活用を図り気候変動の影響を緩和していくことが求められています。そのためには、先人が育んだ環境を守るとともに適切な活用を図り、自然と暮らしが調和した持続可能な地域社会の実現に向けた取組を、すべての主体と協働で進めることが必要となります。

そして、こうした取組が本市の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくこととなります。あわせて地球温暖化防止など地球環境の保全や SDGs（持続可能な開発目標）の推進に貢献することにつながります。

本市が目指す将来の望ましい環境像は、常陸大宮市総合計画の将来像及び環境基本条例の基本理念と基本方針を踏まえ、現行計画の環境像に新たな課題である気候変動の緩和と適応が図られた地域社会のイメージを加え、次のように定めます。



第2節 基本目標

本市の環境の課題を解決し、望ましい環境像「豊かな自然と調和し 安心・快適に暮らせる持続可能な環境にやさしいまち」を実現するため、計画が対象とする環境の範囲及び現行計画の基本目標を踏まえ、次の5つの基本目標に定めます。

本計画は、この5つの基本目標に沿って、環境の保全に関する施策や各主体の取組の展開方向を示します。また、本計画に包含する気候変動の緩和と適応に向けた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画は、各分野にまたがる重点施策として位置付けています。



辰ノ口親水公園 常陸大宮市観光ガイドより

基本目標Ⅰ

地球を思いやるやさしい心を育み行動するまち

私たちの快適で便利な暮らしは、大量のエネルギー消費により支えられています。現在まで使われてきた多くのエネルギーは、化石燃料から得られていました。その化石燃料の消費により排出された温室効果ガスの影響で地球温暖化が深刻化しており、気候変動の影響によると考えられる極端な気候現象や被害が、世界及び国内各地で顕在化しています。

気候変動の影響を緩和していくため、省エネの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用、吸収源対策を進め、温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を早期に図っていく必要があります。

本市で暮らすすべての人々が、人類の生存基盤である地球環境に負荷を与えていることを認識するとともに、日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガス排出抑制に向けた取組や行動を実践していかねばなりません。

そのため、エネルギーや資源を効率よく無駄なく利用していきます。

あわせて、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの積極活用を進め、地球にやさしい暮らしができるまちを目指します。

また、こうした地球温暖化対策と一体となって、極端な気象現象や暑熱等による災害や環境変化などの気候変動の影響からの被害の回避・軽減に向けた対策を進め、安全安心して暮らせる快適なまちの実現を目指します。

基本目標Ⅱ

豊かな自然とのふれあいを育むまち

市の面積の約 6 割を森林が占めるとともに、那珂川や久慈川などの清流や里山が残されており、そこには豊かな生態系が育まれ生物の多様性が維持されています。

本市の里地里山は、食糧や薪炭の供給、水源かん養や防災、二酸化炭素吸収などの場として豊かな恵みを、私たちにもたらしてきました。

しかしながら、高齢化による農林業の担い手不足などにより森林や里山の荒廃が進み、有害鳥獣による農作物の被害が深刻になっています。

自然環境は、ひとたびバランスが崩れると、元の良好な状態に戻るまで長い時間と労力が必要となります。

この緑豊かな森林や生産の場でもある里山、清らかな水の流れが育む水辺は、そこで暮らす人々や訪れる人に安らぎと潤いを与えています。

そのため、これらの豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐとともに、自然とふれあいながら共生していくまちを目指します。

基本目標Ⅲ

ものを大切にし快適に暮らせるまち

私たちの快適で便利な暮らしにより大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが形成されてきました。このような社会経済システムは、資源の枯渇や廃棄物の種類や量の拡大、不法投棄の増加など様々な環境問題を引き起こしてきました。また、食品ロスや廃棄プラスチックによる海洋汚染などの新たな問題、ごみの焼却処分に伴う二酸化炭素排出量の増大などをもたらしてきました。

大量消費、大量廃棄型のライフスタイルからの転換に向け、私たちは日常生活や事業活動を見直し、ごみの減量化、再資源化に向けた取組を実践してきました。

しかしながら、ごみに関連する問題は、地域の自然環境や生活環境に加えて地球環境にも大きな環境負荷を与えています。

そのため、資源を大切にし、ごみを減らす持続可能な循環型の生活様式や事業活動を推進します。

また、市民・事業者・市が協働し、不法投棄がないきれいなまちを目指します。

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切に安心して暮らせるまち

私たちの物質的な豊かさを維持するため、大量に物が生産されてきました。その結果、汚染物質が排出され公害による健康被害などが発生しました。その後、法や条例による規制により汚染物質の排出は低減されています。

しかし、法や条例の規制対象とならない施設や家庭からの汚濁物質の排出を低減していかなければなりません。

また、今後、気候変動による気温上昇や極端な気象現象の発生に伴い、大気環境や水環境への影響も懸念されています。

私たちの暮らしに欠かせない空気や水、身近な生活環境を良好に保つため、汚染物質の排出の低減と監視を継続して、汚染事故の未然防止に努めます。

加えて、環境負荷の更なる低減を進め、清らかな水と空気のもと市民が安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標Ⅴ

地域を思いやり環境を守る人を育むまち

本市の豊かな環境を守り、将来の世代に引き継ぐためには、市民・事業者・市が、自らの日常生活や事業活動が環境にどのような影響を与えてきたかを認識するとともに、将来にどのような影響を及ぼすかなどについて考えていかなければなりません。

そして、ともに考え、連携し、環境負荷の少ないまちへ転換していくとともに、環境に対する関心や理解を深め、環境保全に向け積極的に行動する人を増やしていかなければなりません。

このようなことから本市では、環境市民会議を設置し、市民・事業者・市が協働で環境教育や環境学習、保全活動に取り組んできました。

そして、こうした取組は、多くの人々の参加と協力によりその効果が大きくなるため、今後とも市民・事業者・市が互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、環境保全活動の仕組みづくりを進めていく必要があります。

そのため、環境に関する情報や学ぶ機会を創出し、自然と調和したきれいなまちづくりなど、積極的に環境を守る活動に取り組み、環境への思いやりあふれるまちを目指します。

また、市民・事業者・市が協働し、幅広い地域の人々との交流を高め、連携して、持続可能な環境にやさしいまちの実現を目指します。

第3節 SDGsの推進に向けて

今日、世界的には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など人類の開発活動に起因する様々な問題が生じています。こうした地球環境に関わる諸問題を解決していかないと、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保することが難しいとされています。

こうした問題に対して、2015（平成27）年9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を含む2030年行動計画が全会一致で採択され、様々な分野でSDGsの推進に向けた取組が始まっています。

気候変動の緩和と適応など今日の環境問題の解決に向けて、市民・事業者・行政がSDGsの理念や目標を共有し、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、私たち人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保し、持続可能な社会の実現に向け、自ら実践できることから環境保全に関する取組や行動を展開していきます。

本計画では、こうした取組を市民・事業者・行政が連携・協働して進めていくことにより、SDGsの推進に貢献していきます。



国際連合広報センターより

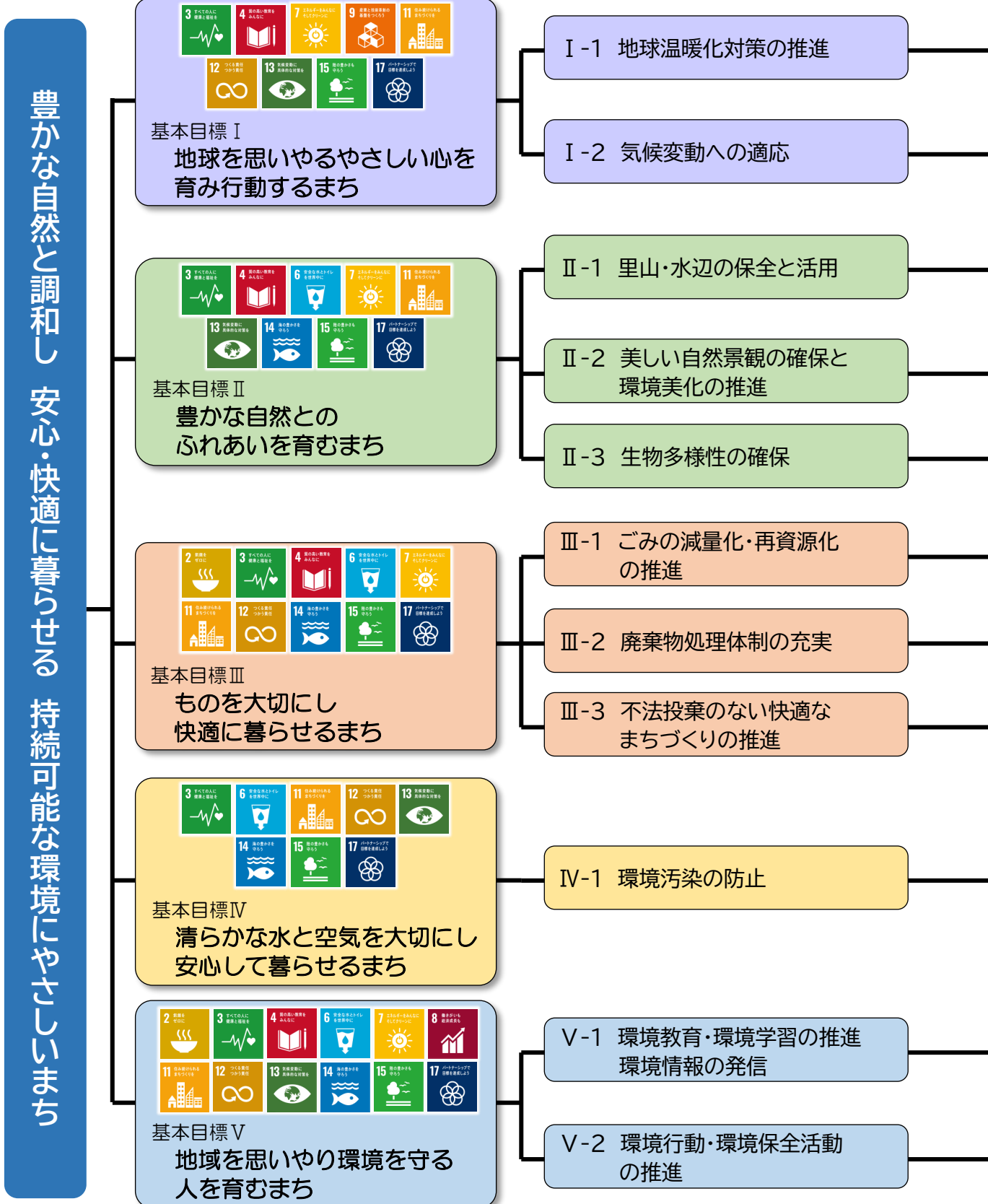
第4節 計画の体系

望ましい環境像の実現に向け設定した5つの基本目標のもと、11の施策を定め、具体的に展開します。

望ましい環境像

基本目標

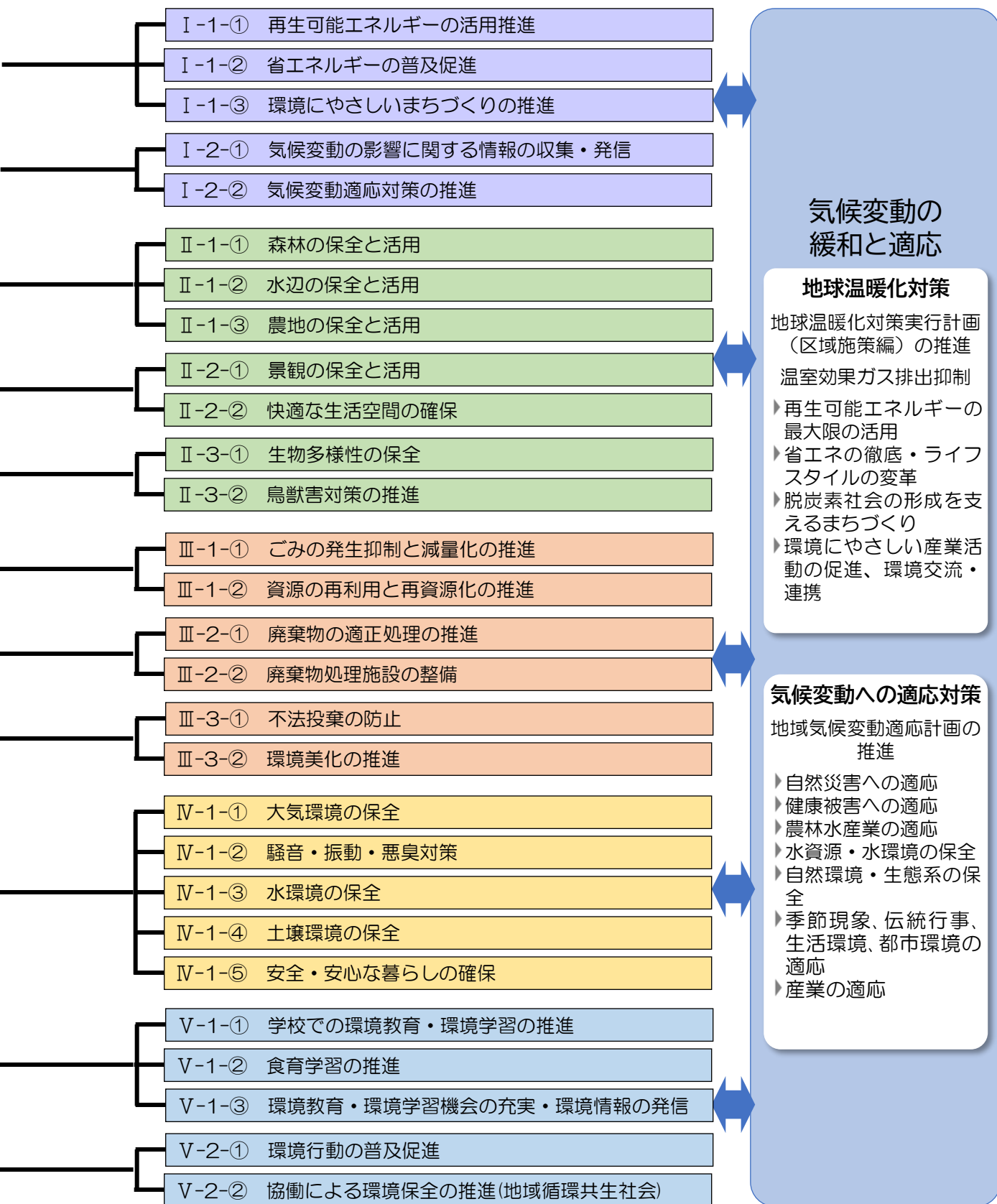
施策の方向



また、気候変動の緩和と適応に向けた取組を重点施策に定め、各施策の展開と一体となって、総合的・計画的に推進します。

基本施策の内容

重点施策





那珂川

那珂川 常陸大宮市市勢要覧 2022 表紙より

本計画が目指す望ましい環境像の実現に向けた5つの基本目標ごとに、SDGs（持続可能な開発目標）との関わりを示し、市民・事業者・行政の幅広い立場の人びとや取組と連携していくことにより、目標の実現を目指します。また、本計画が進める施策や取組の進捗状況を把握していくための環境指標（数値目標）を定め、計画的かつ効率的に推進していくこととします。

そのため、市が進める施策の内容とあわせて、市民・市民団体と事業者の主な取組を設定し、積極的な環境保全に向けた行動の促進と連携による効果的な取組の展開を目指します。

基本目標Ⅰ
地球を思いやるやさしい心を育み行動するまち

基本目標Ⅱ
豊かな自然とのふれあいを育むまち

基本目標Ⅲ
ものを大切にし快適に暮らせるまち

基本目標Ⅳ
清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち

基本目標Ⅴ
地域を思いやり環境を守る人を育むまち

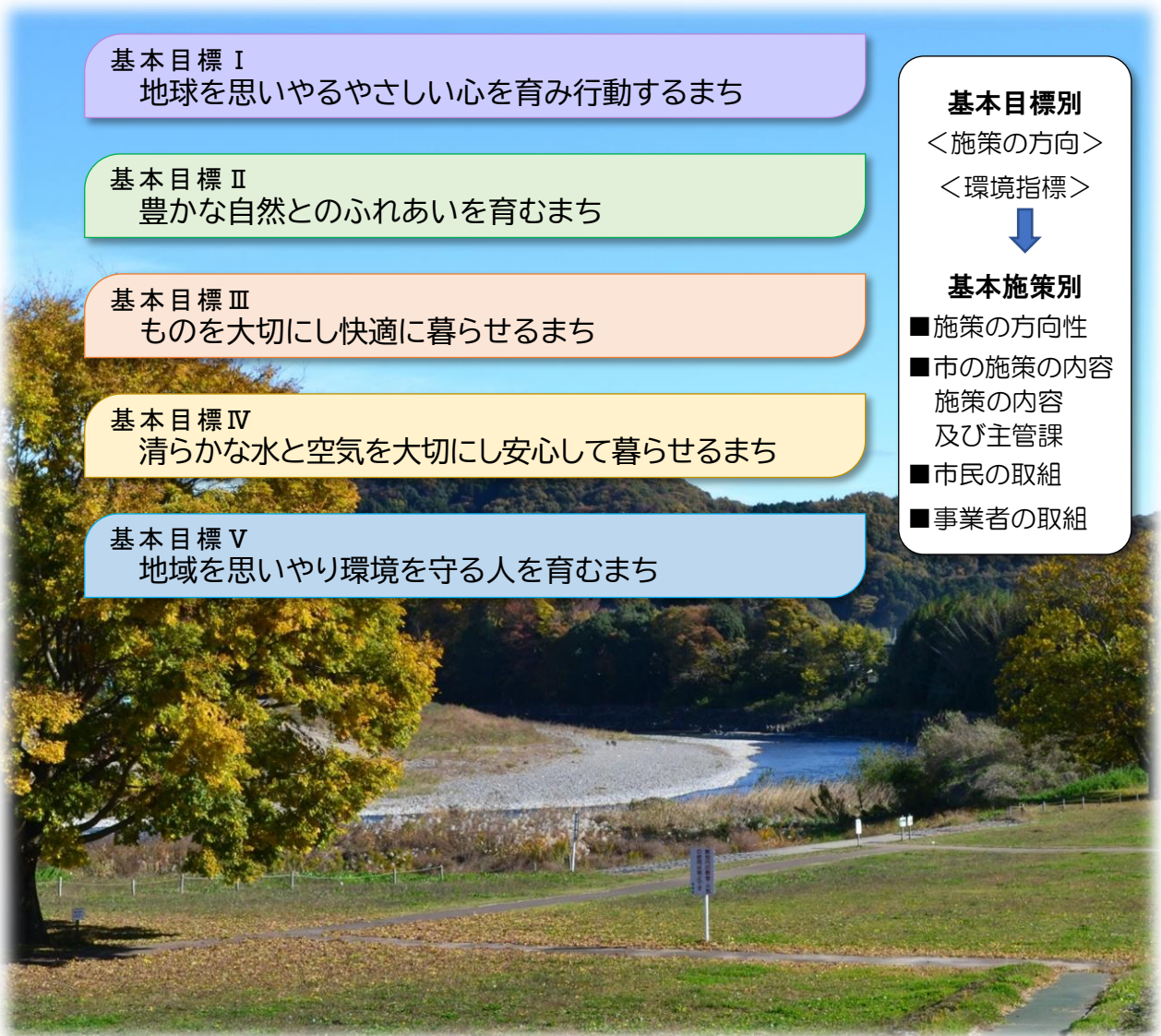
基本目標別
＜施策の方向＞

＜環境指標＞



基本施策別

- 施策の方向性
- 市の施策の内容
施策の内容
及び主管課
- 市民の取組
- 事業者の取組



久慈川（道の駅常陸大宮 かわプラザ）

基本目標 I

地球を思いやるやさしい心を育み行動するまち

関連する
SDGsの
GOAL



<施策の方向>

I-1 地球温暖化対策の推進

I-2 気候変動への適応

<環境指標>

項目	単位	基準年 2016 (H28)年度	現状値 2021 (R3)年度	目標値 2027 (R9)年度
市域からの温室効果ガス排出量	千 t-CO ₂	457 2013年度	452 2019年度	247 2030年度目標 2013年度比▲46%
市役所及び関連施設からの温室効果ガス排出量(事務事業の排出量)	t-CO ₂	1,928	1,535	1,720
公共施設への太陽光発電システム設置数	基 (累計)	11	12	15

※市域からの温室効果ガス排出量及び削減目標

基準年、現状年の排出量；環境省「自治体排出量カルテ」地方公共団体実行計画策定支援サイトより

削減目標：地球温暖化対策計画（2021年10月）、2030年排出量の基準年（2013年）比の削減率を使用



画像：脱炭素先行地域づくりガイドブック（第2版） 環境省より

I-1 地球温暖化対策の推進

■ 施策の方向性

私たちの快適で便利な暮らしは、化石燃料から得られるエネルギーに支えられています。その化石燃料の消費で排出された多量の温室効果ガスにより、地球の温暖化が進行しています。

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる大きな環境問題です。

地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー対策を進め、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

特に、再生可能エネルギーの活用では、取組の普及が進んでいる太陽光発電の促進や再生可能エネルギーによる電力の活用をはじめ、地域に豊富に存在する資源を活用した木質バイオマスなど、エネルギーの地産地消を目指します。

また、市内に広がる森林資源の吸収源としての整備と管理を進めていくとともに、電気自動車等を活用した地域内循環の交通システムの構築など、脱炭素型まちづくりの展開を図っていきます。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
I-1-① 再生可能エネルギーの活用推進	●住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの普及に向けた啓発の促進	生活環境課
	●公共用施設での再生可能エネルギー利用の推進	生活環境課
	●未利用間伐材等を利用した木質バイオマス有効活用の推進	農林振興課
	●再生可能エネルギーで発電された電力の活用促進	生活環境課
	●エネルギーの地産地消（自立分散型エネルギー）の推進	生活環境課
I-1-② 省エネルギーの普及促進	●地球温暖化・気候変動に関する情報の発信と意識の向上 ▶節電等省エネ行動や対策の普及啓発 ▶省エネ・再エネ機器活用の普及啓発と支援 ▶低炭素・脱炭素型ライフスタイルへの変革の普及促進	生活環境課
	●エコドライブの普及とEV等次世代自動車の活用の推進	生活環境課
	●事業活動に伴う温室効果ガス排出削減対策の普及促進 ▶茨城エコ事業所登録制度の普及、環境マネジメントシステム取得の促進	生活環境課
	●市役所でのエコアクション21の推進 ▶市の事務事業に係る温室効果ガス排出削減対策の推進	生活環境課 関係各課
	●法規制に基づくフロン対策の指導	生活環境課
I-1-③ 環境にやさしいまちづくりの推進	●公共交通サービスの充実及び利用促進	地域創生課
	●環境に配慮したLED防犯灯の新設や維持管理の推進	生活環境課
	●渋滞緩和対策など交通の省エネ化推進	土木建設課
	●ZEH・ZEBの普及など建物の省エネ対策の普及啓発	生活環境課
	●造林・間伐・植樹など森林資源の整備の推進 ▶森林のCO ₂ 吸収機能など多面的機能の向上と活用	農林振興課

■ 市民の取組

●再生可能エネルギーの利用

- ▶太陽光発電など再生可能エネルギーや蓄電システムの活用、自家消費などに努めます。
- ▶再生可能エネルギーにより発電された電力など環境にやさしい電気の活用に努めます。

●節電や節水などの省エネルギー対策や行動の実践

- ▶照明や冷暖房機器、家電の適正な使用、電気の使い方を工夫し、節電等省エネに努めます。
- ▶季節に応じて着る物を調節するなど、家庭内でもウォームビズ・クールビズを実践します。
- ▶すだれやグリーンカーテンの活用、カーテンの活用など、冷暖房の使用効率を進めます。
- ▶こまめな節水や風呂の残り湯の活用、雨水の活用など、水資源の有効利用に努めます。

●自動車利用時での配慮の実践

- ▶不要な自動車利用を自粛し、公共交通機関の利用、徒歩や自転車利用に配慮します。
- ▶自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤に取り組みます。
- ▶自動車利用に際しては、エコドライブの実践と適正な維持管理に努めます。
- ▶自動車の買い替え時には、電気自動車など次世代自動車の購入を検討します。

●住宅の建築や改築時の配慮

- ▶風通しや自然採光の活用、緑化など、地域の自然を活かした住まいづくりに配慮します。
- ▶エネルギー効率の高い省エネ・再エネ機器や家電製品の導入・使用に努めます。
- ▶市産木材の積極的な利用に努めます。
- ▶住宅の断熱化や再エネと蓄電池の活用など、住宅のゼロエネルギー化に配慮します。

●家庭でのエネルギー使用量の削減に向けた配慮

- ▶環境家計簿などを活用してエネルギー使用量をチェックし、エネルギーの有効利用や家庭からの温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ▶地球温暖化や家庭での対策に関する情報を集め、家族で相談や実践に努めます。

■ 事業者の取組

●再生可能エネルギーの利用

- ▶太陽光発電など再生可能エネルギーの活用や蓄電システムの活用に努めます。
- ▶再生可能エネルギーにより発電された電力など環境にやさしい電気の活用に努めます。

●節電や節水などの省エネルギー対策や行動の実践

- ▶照明や事務機器、冷暖房設備の効率的な利用と適正な管理を進め、省エネ対策に努めます。
- ▶ウォームビズ・クールビズを実践します。
- ▶こまめな節水や使用水の再利用、雨水の活用など、水資源の有効利用に努めます。

●自動車利用時での配慮の実践

- ▶自動車の使用に際しては、物流の効率化やエコドライブと適正な維持管理を実践します。
- ▶自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤を推奨します。
- ▶自動車の買い替え時には、電気自動車など次世代自動車の導入に努めます。

●環境に配慮した製品の製造・販売

- ▶材料の仕入れから製造・輸送・販売、リサイクルや廃棄など、商品のライフサイクルに配慮した省エネルギー対策やエネルギーの効率利用に努めます。
- ▶フロンガスの漏洩を防止するとともに、回収・処理に協力・支援します。

●工場や事業所の建築や改築時の配慮

- ▶省エネ・再エネ設備の導入や断熱構造・通気性・採光等、建物のゼロエネルギー化に努めます。
- ▶工場・事業場等の敷地内の緑化、建物周辺緑化に配慮します。
- ▶解体時での建設廃棄物のリサイクルを考慮し、廃棄物の発生を少なくする工夫に努めます。

●環境マネジメントシステムの導入

- ▶省エネルギー対策や地球温暖化防止対策の推進に協力します。
- ▶ISO14001、エコアクション21、茨城県エコ事業所の認証取得などエコオフィスの実践、事業所の地球温暖化対策報告書や環境報告書の作成・公表など、率先的な取組を実践します。

I-2 気候変動への適応

■ 施策の方向性

近年、気候変動の影響と考えられる災害や熱中症などの健康被害の発生、桜の開花時期や生物生息環境の変化、農作物への影響などが生じています。気候変動の影響は、人類の生存基盤に関わる大きな環境問題となっています。

このため、市内における気候変動に伴う影響（事象）の把握と適応に向けた情報の適切な収集と発信など、共有化を図っていきます。

こうした影響からの被害の回避や緩和に向けて、森林や農地の防災機能の向上や防災対策を進めていくとともに、災害時での電力等エネルギーの確保、交通や水道など災害に強い生活インフラの整備、災害時廃棄物処理対策など、減災に向けた取組を進めていきます。

また、高温化に伴う熱中症などの健康被害の軽減、感染症媒介生物の生息拡大防止、農業や産業への影響に向けた取組や対策を進めていきます。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
I-2-① 気候変動の影響に関する情報の収集・発信	●茨城県地域気候変動適応センターとの連携強化と気候変動の影響や事象、適応方策などに関する情報の収集	生活環境課
	●市内における気候変動の影響と考えられる事象の収集	関係各課
	●気候変動の影響等に関する情報の発信など、市民・事業者・行政の共有化	生活環境課
	●気候変動に関する環境教育・環境学習の推進	生活環境課
I-2-② 気候変動適応対策の推進	●気候変動の緩和に向けた地球温暖化防止対策の推進 (1-1 地球温暖化対策の推進を参照)	生活環境課
	●気候変動への適応策の検討と推進 ▶森林等の整備・管理による防災機能の向上 ▶豪雨や強風など極端な気象災害への適応策の推進 ▶熱中症や高温化、感染症など、健康被害の防止の推進 ▶水資源や水質など水環境への影響検討と対策の推進 ▶農作物や農業生産への影響の検討と適応策の推進 ▶桜開花時期や季節感の変化と観光、生活等への影響の回避 ▶交通や水道等生活インフラへの影響の回避	生活環境課 関係各課
	●県との連携による光化学スモッグ注意報の周知	生活環境課
	●災害時での電力等エネルギーの確保 ▶再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギー確保	生活環境課
	●災害時廃棄物処理や避難所での廃棄物処理の普及啓発	生活環境課

■ 市民の取組

● 気候変動の影響に関する情報収集

- ▶ 茨城県地域気候変動適応センターや市の気候変動の影響に関する情報に注意し、収集します。
- ▶ 収集した情報をもとに、自分や家族の生活や活動に及ぼす影響等について考えます。

● 家庭での防災・減災対策

- ▶ 家族や地域などで、自分たちの生活や地域に及ぼす気候変動の影響について話し合います。
- ▶ 防災マップなどを用いて、自然災害発生時の被害の大きさや避難場所などを確認します。
- ▶ 避難対策や避難方法、連絡方法、避難時の持ち物などの確認や準備を進めます。
- ▶ 地域での避難訓練に参加します。また、避難所や被災後の廃棄物対策等について学びます。
- ▶ 災害時での地域電源の確保など、自家用太陽光発電やEV等の蓄電池の電力の活用が図れるよう協力します。

● 熱中症等健康被害の防止対策

- ▶ 「熱中症警戒アラート」発表に留意し、発表時は外出を極力控え、暑さを避けます。また、こまめに水分を補給します。
- ▶ 家庭での暑さ対策（扇風機やエアコンで湿度の調整、遮光カーテンなどの活用、住まい周辺の緑化など）を進めます。
- ▶ 感染症媒介蚊などの生息拡大防止に向け、放置された水たまりや池などを適切に管理します。

■ 事業者の取組

● 気候変動の影響に関する情報の把握

- ▶ 茨城県地域気候変動適応センターや市の気候変動の影響に関する情報に注意し、収集します。
- ▶ 気候変動が事業活動に及ぼす影響、来店・来場者への被害防止などについて検討します。
- ▶ 事業活動において気候変動の影響と考えられる事象等があった際は、市に報告や相談します。
- ▶ 気候変動に対する社内学習や検討を進めます。

● 事業所や事業活動での防災・減災対策

- ▶ 防災マップなどを用いて、自然災害発生時の被害の大きさや避難場所などを確認します。
- ▶ 気候変動の影響が事業活動に及ぼす影響や被害の回避・軽減に向けた対策などを進めます。
- ▶ 避難訓練などの対策を進めます。また、地域の避難訓練への協力や住民避難等を支援します。
- ▶ 災害時での地域電源の確保など、太陽光発電やEV等の蓄電システムの電力の活用が図れるよう協力します。

● 事業所や事業活動における熱中症等健康被害防止対策

- ▶ 「熱中症警戒アラート」発表時や真夏日での屋外活動の自粛や予防対策に努めます。
- ▶ 事業所内や事業活動における熱中症予防や暑熱対策などを進めます。
- ▶ 事業所周辺緑化など気象緩和策をはじめ、感染症媒介生物の生息しやすい環境を改善します。

● 事業活動への気温高温化(暑熱)などによる影響防止対策

- ▶ 桜や紅葉の開花時期など生物気候の変化が観光やレクリエーション活動に及ぼす影響などについて検討し、適応に向けた対策を進めます。
- ▶ 農林水産物の品質低下や被害、収穫時期の変化などの影響について検討し、適応に向けた対策を進めます。

基本目標Ⅱ

豊かな自然とのふれあいを育むまち

関連する
SDGsの
GOAL



<施策の方向>

Ⅱ-1 里山・水辺の保全と活用

Ⅱ-2 美しい自然景観の確保と環境美化の推進

Ⅱ-3 生物多様性の確保

<環境指標>

項目	単位	基準年 2016 (H28)年度	現状値 2021 (R3)年度	目標値 2027 (R9)年度
間伐等実施面積	ha (累計)	1,585	1,960	2,800
自然環境保全活動実施回数	回	3	5	4
鳥獣害防止対策事業 (イノシシ, ハクビシン捕獲頭数)	頭 (累計)	2,006	7,722	9,400



三浦杉 常陸大宮市観光ガイドより



三王山自然公園 常陸大宮市観光ガイドより

II-1 里山・水辺の保全と活用

■ 施策の方向性

森林は、木材や食糧、薪炭などのエネルギーの供給だけでなく、水源かん養や土砂流出防止などの防災機能をはじめ、景観保全・レクリエーション、大気浄化や二酸化炭素吸収などの様々な役割を有しています。さらに、水辺は、生物生息や水循環、自然浄化などにとって重要な場であるだけでなく、私たちに潤いと安らぎをもたらす場ともなっています。

こうした里山や水辺の豊かな恵みを守り、育て、地域の資源として、持続的に活用できるようにしていく必要があります。

緑豊かな里山や水辺は、いにしえより人が手を加え活用し維持されてきました。今後も森林、水辺、農地の適切な利用を継続します。

さらに、近年開発等による里山環境や水辺環境の消失も課題となっています。開発に当たっては、里山、水辺の保全への配慮が必要となります。

また、自然への関心を高めるため、身近なふれあいの場の利活用を推進します。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
II-1-① 森林の保全 と活用	●造林・間伐、植樹など森林資源の整備の推進（再掲）	農林振興課
	●森林の防災機能、環境保全機能について、市民への周知	農林振興課
	●開発行為による森林の減少を最小限にとどめる指導等	農林振興課
	●市産木材の活用の推進	農林振興課
II-1-② 水辺の保全 と活用	●森林とふれあえる公園などの維持管理と活用の推進	都市計画課
	●湧水・湿地・溪流等の水辺環境周辺の保全の推進	生活環境課
	●水辺とふれあえる親水空間などの公園の維持管理と活用の推進	都市計画課
II-1-③ 農地の保全 と活用	●水辺の動植物に配慮した河川整備の推進	土木建設課
	●環境にやさしい農業の推進	農林振興課
	●優良農地の保全	農林振興課
	●耕作放棄地の解消に向け、関係機関・団体等と連携協力した農地の保全と活用の推進	農林振興課
	●農産物の地産地消、地元産農産物を用いた第6次産業の開発などの促進	農林振興課

■ 市民・市民団体の取組

● 森林への配慮

- ▶ 市や地域で行われる里山の保全や山林の手入れなどのボランティア活動に協力します。
- ▶ 住宅建設や改築の際には、自然環境や景観への影響に配慮するとともに、地元産木材の活用に努めます。
- ▶ 里山の落ち葉・下草、生ごみや畜産廃棄物を堆肥化し、農地や公園などでの活用を進めます。
- ▶ レクリエーションで市内の森林資源を活用します。
- ▶ 森林に立ち入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。
- ▶ 体験型の環境学習やグリーンツーリズムなどの来訪者や観光客への説明や体験等に協力します。

● 水辺への配慮

- ▶ 河川等の水辺の美化活動やクリーン作戦などに参加します。
- ▶ 水辺に親しみ、健全な水循環や水辺の多様な自然環境の重要性について理解を深めます。
- ▶ 小川や水路など、市民参加型の水辺づくりや生物にやさしい水路の創出・復元活動など、水辺の維持管理活動に協力します。また、水源かん養林の保全と管理に配慮します。
- ▶ 清らかな水辺の形成に向け、生活排水対策を実践します。
- ▶ レクリエーションで市内の水辺環境を活用します。
- ▶ 湧水や湿地、溪流や小川などに入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。

● 農地への配慮

- ▶ 農地を適切に管理し、環境にやさしい農業に取り組みます。
- ▶ 地産地消など、生産者と消費者のつながりを深め、地域全体で農地の保全と活用を進めます。
- ▶ 市民農園などを利用する場合には、マナーを守り環境にやさしい農業に取り組みます。

■ 事業者の取組

● 森林への配慮

- ▶ 市や地域で行われる里山の保全や山林の手入れなどのボランティア活動に参加します。
- ▶ 工場・事業場の建設に際しては、里山や水辺の自然環境や景観への影響に配慮するとともに、地元産木材の活用に努めます。
- ▶ 林業に際しては、森林が果たしている環境保全機能の維持・向上に配慮し、適切な間伐や植林、広葉樹林育成に努めます。
- ▶ 林業従事者や山林所有者は、市民が行う里山の維持管理や間伐など森林の管理活動、間伐材の有効利用などの活動を積極的に支援・協力するとともに適切な指導に努めます。
- ▶ 森林に立ち入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。
- ▶ 自然体験やグリーンツーリズムなどの来訪者や観光客への説明や体験協力等に努めます。

● 水辺への配慮

- ▶ 河川などの水辺の美化活動やクリーン作戦に参加します。
- ▶ 小川や水路など、市民参加型の水辺づくりや生物にやさしい水路の創出・復元活動、水辺の維持管理活動に協力します。
- ▶ 地域の湧水や湿地、溪流や小川などの保全と管理に努めます。
- ▶ 清らかな水辺の形成に向けて、事業場からの排水を適正に処理するとともに、水源かん養源の保全や維持管理に協力します。

● 農地への配慮

- ▶ 農地の所有者は、農地が果たしている環境保全等多面的な機能の維持・向上に配慮し、農地の維持管理・保全に努めるとともに、減農薬・有機肥料による環境にやさしい農業に努めます。
- ▶ 農業従事者や農地の所有者は、小中学校での農業体験や農作物づくりに指導協力するとともに、市民が行う耕作放棄地を活用した地域づくりに協力します。
- ▶ 里山の耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。
- ▶ 地域の伝統食材や林産資源の保全と継承に努め、食育学習や地産地消、地域の特産品を活かした地域づくりに協力します。

II-2 美しい自然景観の確保と環境美化の推進

■ 施策の方向性

市内の山々には緑豊かな木々、その山あいを川が流れ、ふもとには集落と田畑が点在しています。これらは、本市の原風景として遙か昔から人々の手により守り継がれてきました。

私たちの心にやすらぎを与える自然豊かな景観を守り、将来に引き継いでいきます。この美しい自然景観と地域の歴史文化遺産とあわせ、観光資源としての活用を進めます。

市街地や集落においては、緑豊かで快適な生活空間を確保します。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
II-2-① 景観の保全 と活用	● 県と連携した県立自然公園の保全と活用の推進	生活環境課
	● 地域の自然環境や自然景観を活かした観光資源発掘の推進	商工観光課
	● 自然公園の適正な維持管理等の推進	生活環境課
	● 景観に配慮した建築物や看板等の設置の推進	都市計画課
	● 歴史文化遺産とその周辺環境の整備と活用の推進	文化スポーツ課
II-2-② 快適な生活 空間の確保	● 市民や市民団体と協働した身近な森林や水辺などの自然環境の保全活動の推進	生活環境課 農林振興課
	● 空き地や空き家などの所有者への適切な維持管理に向けた指導の推進	生活環境課 都市計画課
	● 周辺環境に配慮した都市公園の適正な維持管理等の推進	都市計画課



陰陽山森林公園 常陸大宮市観光ガイドより



大宮自然公園・やすらぎの森公園 常陸大宮市観光ガイドより

■ 市民の取組

● 景観への配慮

- ▶ 地域の自然環境や自然景観の保全と活用に配慮した住宅建設や改築などに努めます。
- ▶ 社寺林や屋敷林、生垣などの保全と管理に努めるとともに、市街地ではブロック塀の生垣化など住宅周辺の緑化と維持管理に努めます。
- ▶ 省エネ住宅など居住環境の向上、住宅周辺の緑化など、環境に配慮した住宅整備を進めます。
- ▶ 地域の文化財の公開や見学会、歴史講座などに積極的に参加し、地域の歴史的・文化的環境を学びます。
- ▶ 市や地域での歴史的・文化的環境の保全・活用、ボランティア活動など、地域の魅力づくりに協力します。

● 快適な生活空間への配慮

- ▶ 街路樹、公共施設の樹木の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力します。
- ▶ 地域で行う道路や身近な水辺などの美化活動に参加します。
- ▶ 市と協力して、空き地や空き家の適正な管理に努めます。
- ▶ 地域の景観を阻害するような無秩序な屋外広告に、土地や場所を提供しないようにします。
- ▶ ごみのポイ捨て防止に協力します。

■ 事業者の取組

● 景観への配慮

- ▶ 地域の自然環境や自然景観の保全と活用に配慮した事業場の建設などに努めます。
- ▶ 敷地内や事業所周辺の緑化やビオトープづくり、緑地の維持管理などに努めます。また、所有する資材置き場や空き地などの雑草刈りや清掃などに努めます。
- ▶ 土地利用計画など市の各種計画に留意し、環境への影響の未然防止や環境保全に配慮した適正な土地利用に努めます。
- ▶ 地域の文化財の公開や見学会、歴史講座などに積極的に関与し、地域の歴史的・文化的環境の保全に協力します。

● 快適な生活空間への配慮

- ▶ 地域の公園や街路樹、公共施設の落ち葉の清掃など、緑の維持管理に協力します。
- ▶ 地域で行う道路や身近な水辺などの美化活動に参加します。
- ▶ 所有する空き地や空き家の適正な管理に努めます。
- ▶ 地域の景観や星空を阻害するような看板や電飾看板、夜間照明などを自粛します。
- ▶ 大型店舗周辺での交通渋滞や交通安全に配慮した適切な駐車場や進入路の整備に努めます。
- ▶ ごみのポイ捨て防止に協力します。

II-3 生物多様性の確保

■ 施策の方向性

本市の多様な自然環境には、多くの動植物が生息生育し、地域固有の生態系が維持され、生物多様性が守られています。そして、希少な動植物の生息生育環境となっています。

こうした生物多様性は、地域の森林や水辺などの自然と一体となって、豊かな自然の恵み（生態系サービス）をもたらしており、私たちは、いにしえよりその恵みを享受してきました。

しかしながら、開発や外来種の影響などにより動植物の生息生育環境は悪化しています。加えて、本市においては有害鳥獣が高密度に生息し、採食や踏みつけなどの農業被害、生態系被害を及ぼしています。

動植物の生息生育地を守り、生物多様性を育みながら共生していくため、生息生育地の保全や外来種及び鳥獣害対策を継続して行います。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
II-3-① 生物多様性の保全	● 希少動植物種の生息生育域の把握や保全のあり方の検討と保全に向けた取組の推進	生活環境課
	● 県と連携した特定外来種対策の推進	生活環境課
II-3-② 鳥獣害対策の推進	● 農作物への被害の防止など、鳥獣害対策の推進	農林振興課



■ 市民・市民団体の取組

● 生物多様性の保全への配慮

- ▶ 住宅を建築する場合には、地域の生態系に配慮します。
- ▶ 野生生物の生育・生息状況の調査や身近な自然観察に積極的に参加し、市域の自然を学び、保全に協力します。
- ▶ 希少動植物の生息生育域や生物多様性の高い地域への立入や生物の捕獲・収集の防止等に努めます。
- ▶ 市や地域、学校で行われる身近な生物の生息生育地の保全・創出に協力します。
- ▶ 里山や水辺の保全と管理に協力し、多様な生物が生息生育する環境の保全と確保に努めます。
- ▶ 農薬や化学肥料の使用にあたっては、地域の野生動植物に配慮します。
- ▶ ペットを野外に逃がしたり、放したりしないようにします。
- ▶ 外来種などの動植物は適切に飼育・管理します。

● 鳥獣害対策への配慮

- ▶ 有害鳥獣の対策に協力します。
- ▶ 里山や耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。

■ 事業者の取組

● 生物多様性の保全への配慮

- ▶ 工場や事業場建設に際しては、野生生物の生育・生息環境を悪化させないようにします。
- ▶ 野生生物の生育・生息状況の調査や身近な自然観察に積極的に関与し、市域の自然の保全に協力します。
- ▶ 希少動植物の生息生育域や生物多様性の高い地域の保全に協力します。また、市や地域、学校等で行われる野生生物の生育生息地の保全・創出に協力します。
- ▶ 市や地域、学校で行われる身近な生物の生息生育地の保全・創出に協力します。
- ▶ ペット等を飼育・販売する際には、外来種による環境への影響防止に配慮します。

● 鳥獣害対策への配慮

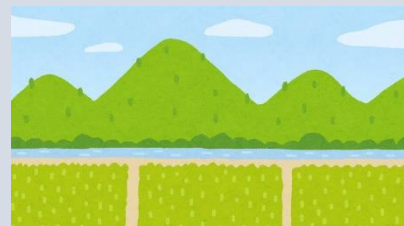
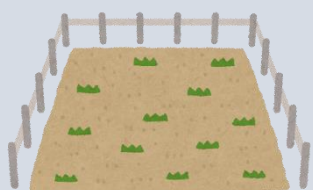
- ▶ 有害鳥獣の対策に協力します。
- ▶ 里山や耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。

◆ コラム 鳥獣被害対策について ◆

鳥獣害対策について 茨城県 HP より



- ① 野生動物の個体管理
(地域への侵入を抑える)
- ② 農作物の被害防除
(侵入されても被害が出なくする)
- ③ 野生動物が来ない環境
(ひきつける要素を取り除く)



基本目標Ⅲ

ものを大切にし快適に暮らせるまち

関連する
SDGsの
GOAL



<施策の方向>

Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化の推進

Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実

Ⅲ-3 不法投棄のない快適なまちづくりの推進

<環境指標>

項目	単位	基準年 2016 (H28)年度	現状値 2021 (R3)年度	目標値 2027 (R9)年度
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	913	958	939 ※目標値 2032 (R14)年度 「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」より
ごみの資源化率	%	18.4	11.5	20.0 ※目標値 2032 (R14)年度 「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」より
クリーン作戦実施回数	回	2	2	2
不法投棄等監視員数	回	956	954	956
環境センターへの市民の施設見学者数	人	300	0	350

Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化の推進

■ 施策の方向性

限りある資源の有効活用に向け、ごみを減らし、再使用、再生利用を進めるためには、市民・事業者・市のすべてが率先して取り組んでいかなければなりません。そのため、市民・事業者の意識啓発に向けた施策を推進します。

また、今日、食品ロス問題をはじめ、プラスチックごみの海洋流出などによる環境汚染や生態系への影響が地球規模で深刻化しています。そのため、食品ロスの削減を推進していくとともに、プラスチック資源の循環利用や環境にやさしい代替素材の活用促進などを図っていきます。

資源を守るため、ものを大切にし、使えなくなったものは資源として分別利用する持続可能な循環型社会を目指します。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
Ⅲ-1-① ごみの発生抑制と減量化の推進	●ごみの発生抑制に向けた取組の推進	生活環境課
	●ごみの減量に向けた新たな方策の検討と推進	生活環境課
	●食品ロス削減に向けた取組と対策の推進	生活環境課
	●プラスチック資源の循環利用や代替素材の開発・活用の促進、プラごみの散乱や河川への流出防止などの対策の推進	生活環境課 商工観光課
	●ごみの分別・減量に向けたマニュアルの作成、広報等による周知の推進	生活環境課
	●農林産廃棄物の減量化に向けた取組の推進	農林振興課
Ⅲ-1-② 資源の再利用と再資源化の推進	●子供会や高齢者クラブなどの団体による資源ごみ回収への支援	生活環境課
	●ごみの減量や資源化に向けた新たな方策の検討と推進	生活環境課
	●農林産廃棄物の資源化に向けた取組の推進	農林振興課
	●公共工事での建設廃材の資源化に向けた取組の推進	事業担当課



■ 市民・市民団体の取組

●ごみの発生抑制と減量化への配慮

- ▶マイバッグやマイバスケットの持参による買物に努め、レジ袋や過剰包装を断ります。
- ▶すぐにごみになるものやプラスチック製品をもらわない、家に持ち込まないようにします。
- ▶廃棄時に処理困難となるものを購入しないようにします。
- ▶冷蔵庫内などの食品を確認・管理し、余分な食品を買わない、作りすぎないようにします。
- ▶調理くずや食べ残しがでないよう食事や調理方法の工夫などに努めます。
- ▶電化製品や家具・日用品などを修理してできる限り長く使用するように努めます。
- ▶使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長時間使用でき、再利用が可能な製品の購入や使用に努めます。

●資源の再利用と再資源化への配慮

- ▶生ごみや植木の剪定枝材などは堆肥化して、家庭菜園などでの活用に努めます。
- ▶ごみの分別に努め、資源として再使用や再利用に努めます。また、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックなどリサイクル可能なものは資源回収に出すようにします。
- ▶地域での資源回収活動や店頭回収に積極的に協力します。
- ▶フリーマーケットの利用や資源回収などに参加するなど、資源の再使用・再利用に努めます。
- ▶リサイクルショップを活用します。
- ▶物品の購入などに際しては、リサイクル品など環境にやさしい商品（エコ商品）を選択するように努めます。

■ 事業者の取組

●ごみの発生抑制と減量化への配慮(資源の循環利用に配慮した製品やサービスの提供)

- ▶小売店ではマイバッグ持参によるレジ袋の使用削減に取り組みます。
- ▶簡易包装の推奨、包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小化）に努めます。
- ▶バラ売り、量り売り商品の販売など、トレーの削減など余分な商品の販売自粛に努めます。
- ▶廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しないようにします。
- ▶長時間使用でき、再利用が可能な製品の製造・販売・使用に努めます。
- ▶使い捨て製品は、できる限り製造・販売・使用しないように努めます。
- ▶広告紙は、必要最低限に努めます。
- ▶事業活動に伴う生ごみや敷地内の植木剪定枝などの堆肥化と活用に努めます。
- ▶通い箱を利用し、梱包材の使用を抑制します。
- ▶会合等での食事の提供に際しては、食事の工夫や食べきりを推奨します。

●資源の再利用と再資源化への配慮(資源の循環利用に配慮した製品やサービスの提供)

- ▶店頭でのトレーや牛乳パック、電池などの回収に努めます。
- ▶製品には、廃棄方法（分別・資源化方法など）をわかりやすく明記します。
- ▶ごみの分別を徹底します。
- ▶再生資源を利用した製品や材料を選択し、使用するなどグリーン購入に努めます。
- ▶間伐材等林産廃棄物、農産廃棄物の資源化に努めます。
- ▶プラスチック資源の循環利用に努めるとともに、環境にやさしいプラスチック代替素材の開発と活用に努めます。
- ▶各種リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた適正なリサイクルや廃棄物処理を進めます。
- ▶建物等の解体における資源分別の徹底、積極的な建設廃材の再資源化と有効利用に努めます。
- ▶事業所における資源化推進体制を整備し、適正な廃棄物処理及び資源化を進めます。

Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実

■ 施策の方向性

ごみを安全かつ衛生的に処理していくため、本市の一般廃棄物を処理している大宮地方環境整備組合の事業運営に連携して取り組みます。

また、ごみの焼却処分等に伴う温室効果ガス排出抑制の推進や、排出されるエネルギーの地域エネルギー源としての有効活用に向けた取組の検討を進めます。

また、資源が循環し、市民の快適な生活環境の確保に向けた収集体制を整備します。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
Ⅲ-2-① 廃棄物の適正処理の推進	●各種リサイクル法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた取組や適正処理の推進	生活環境課
	●ごみ収集体制・ごみステーションの整備、資源ごみの回収などごみの適正な収集と処理の推進	生活環境課
	●今後増加が見込まれる高齢世帯など、ごみ出し困難世帯へのごみ収集・資源回収のしくみづくりの検討と推進	生活環境課 社会福祉課
Ⅲ-2-② 廃棄物処理施設の整備	●大宮地方環境整備組合の事業運営と連携し、ごみ処理施設・し尿処理施設の整備及び適正化の推進	生活環境課
	●大宮地方環境整備組合の事業運営と連携し、処理施設からの電気・熱エネルギーの有効活用や地域エネルギー源として活用等の検討と推進	生活環境課

■ 市民・市民団体の取組

●廃棄物の適正処理への配慮

- ▶ごみステーションを適切に維持管理します。
- ▶ごみ出し困難世帯におけるごみ収集・資源回収に協力します。

■ 事業者の取組

●廃棄物の適正処理への配慮

- ▶各種リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた適正なりサイクルや廃棄物処理を進めます。
- ▶廃棄物保管施設は清潔に保つとともに、漏洩・漏出を防止します。

◆コラム ごみ焼却施設について◆

本市から排出される一般廃棄物は、那珂市と常陸大宮市の2市で構成される「大宮地方環境整備組合」の環境センターで焼却等の処理を行っています。

環境センターでは、2市から収集車で持込まれる一般廃棄物を処理するとともに、圏域内から出た一般廃棄物の直接持ち込みを受け付けています。



大宮地方環境整備組合 環境センター

Ⅲ-3 不法投棄のない快適なまちづくりの推進

■ 施策の方向性

ごみのポイ捨てや不法投棄は、監視やクリーン作戦の実施により改善しています。しかし、いまだに山や河川、まちにはごみの散乱が見られ、多くの市民も更なる改善を望んでいます。

本市で暮らす人だけではなく、訪れる人にも快適に過ごしてもらうため、広報などにより環境マナー向上の啓発、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくりを推進します。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
Ⅲ-3-① 不法投棄の 防止	●不法投棄の巡回パトロールや監視活動の充実など、市民との連携による不法投棄監視体制の強化	生活環境課
	●プラスチックごみなどのポイ捨て・不法投棄防止の普及促進	生活環境課
	●不法投棄がされにくいまちづくりに向けた取組の推進	生活環境課
Ⅲ-3-② 環境美化の 推進	●環境保全推進協議会や各種団体と連携した地域の環境美化活動の推進	生活環境課
	●市民・事業者・各種団体と協働による道路・河川のクリーン作戦や身近な場所のクリーンアップ活動など、環境美化運動の推進	生活環境課
	●空き地・空き家の環境美化等について所有者への要請等	生活環境課
	●不法投棄防止に向けた広報活動やポイ捨て禁止などの環境マナーや環境モラルの向上	生活環境課

環境市民会議による
ごみ減量及び地球温暖化防
止キャンペーン



■ 市民・市民団体の取組

●不法投棄防止への配慮

- ▶公園や外出先で自分が出したごみを持ち帰るなど正しく処理します。
- ▶ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。不法投棄の情報提供に協力します。
- ▶不法投棄監視員、市民巡回パトロールに協力します。
- ▶地域で行われる不法投棄廃棄物の処理など、不法投棄がされないまちづくりに参加します。
- ▶住宅や所有する土地の草刈りなど、ポイ捨てや不法投棄がしにくいまちづくりに協力します。

●環境美化の推進への配慮

- ▶身近な場所での清掃やごみ拾いに努めるほか、地域の環境美化活動に参加します。
- ▶市が実施する道路や河川の一斉クリーン作戦に積極的に参加します。
- ▶ごみゼロ運動などの環境保全や環境イベントに協力します。

■ 事業者の取組

●不法投棄防止への配慮

- ▶空き缶やペットボトル回収の管理者不在の場所などでの自動販売機設置を抑制します。
- ▶ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。不法投棄の情報提供に協力します。
- ▶不法投棄監視員、市民巡回パトロールに協力します。
- ▶地域で行われる不法投棄廃棄物の処理などに参加します。
- ▶所有する土地の草刈りなどによりポイ捨てや不法投棄がしにくいまちづくりに協力します。

●環境美化の推進への配慮

- ▶身近な場所での清掃やごみ拾いに努めるほか、地域の環境美化活動に参加します。
- ▶市が実施する道路や河川の一斉クリーン作戦に積極的に参加します。
- ▶ごみゼロ運動などの環境保全や環境イベントに協力します。

クリーン作戦

本市では、きれいで住みよいごみのないまちづくりのために、市内全域で清掃活動を行っています。



基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にし 安心して暮らせるまち

関連する
SDGsの
GOAL



<施策の方向>

IV-1 環境汚染の防止

<環境指標>

項目	単位	基準年 2016 (H28)年度	現状値 2021 (R3)年度	目標値 2027 (R9)年度
河川環境基準 生物化学的酸素要求量	環境基準	達成	達成	達成を維持
污水处理人口普及率	%	70.89	75.5	84.8 ※目標値 2032 (R14)年度 「茨城県生活排水ベ ストプラン」より
騒音に係る環境基準達成率（面的）	%	100.0	100.0	100.0



久慈川

IV-1 環境汚染の防止

■ 施策の方向性

大気、騒音、振動、悪臭、排水など公害関連法令の対象となる事業場に対しては、規制基準遵守の指導の強化により、事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などは、改善されています。しかし、市民生活に起因する河川の汚濁や騒音などは、更なる改善が必要です。

そのため、市民への環境負荷の低減を啓発します。

また、自動車走行による環境負荷の低減に向けた施策も継続していきます。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
共通施策	●事業場への法や条例に基づく取組や指導の推進	生活環境課
	●家畜ふん尿や堆肥の適切な保管と散布への啓発	農林振興課
IV-1-① 大気環境の 保全	●公共交通機関の利用促進、周辺的生活環境に配慮した道路整備など、自動車排出ガスによる大気汚染の未然防止	地域創生課 土木建設課
	●不適切な野外焼却の防止による良好な大気の保全	生活環境課
	●県と連携し微小粒子状物質（PM2.5）や気候変動に伴う光化学スモッグ対策などへの対応の推進	生活環境課
IV-1-② 騒音・振動・ 悪臭対策	●公共交通機関の利用促進、周辺的生活環境に配慮した道路整備など、自動車走行による影響の未然防止	地域創生課 土木建設課 生活環境課
	●事業場への法や条例に基づく取組や指導の推進（再掲）	生活環境課
	●日常生活での近隣騒音やペットの鳴き声、悪臭などへの意識啓発	生活環境課
IV-1-③ 水環境の保 全	●河川や生活排水路の水質検査の定期的な実施	生活環境課
	●県と連携した地下水の水質調査の実施	生活環境課
	●公共下水道などの整備や接続促進、合併処理浄化槽の設置補助などの生活排水対策の推進	総務経営課 施設管理課
	●ゴルフ場などの水質監視の実施	生活環境課
	●工業団地との公害防止協定などによる事業場等の排水処理対策の推進	生活環境課
	●家畜ふん尿の適正な処理の推進	農林振興課
IV-1-④ 土壌環境の 保全	●土砂等による土地の埋め立て規制の推進	生活環境課
	●化学肥料や農薬の適正な使用の普及	農林振興課
IV-1-⑤ 安全・安心 な暮らしの 確保	●県と連携した有害化学物質対策の推進	生活環境課
	●放射性物質の各種モニタリングや測定の適切な継続、放射性物質に係る各種情報の提供	生活環境課 関係各課
	●国や県と協力し必要に応じた放射能対策の推進	
	●気候変動への適応策の推進など安全安心な生活環境の確保	
	●夜間照明や電飾看板の適正使用など、光害の防止の推進	生活環境課 都市計画課

■ 市民・市民団体の取組

● 大気環境への配慮

- ▶ 家庭でのごみの焼却などを行わないようにします。
- ▶ 自動車の利用を控え、自転車や徒歩、バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。
- ▶ 自動車購入時には、電気自動車などの次世代自動車を積極的に選ぶように努めます。
- ▶ 自動車を利用するときは、自動車の整備点検と適切な管理、エコドライブを心がけます。

● 騒音・振動・悪臭への配慮

- ▶ ピアノやカラオケ、ペットの鳴き声など、生活騒音の発生を防止するよう努めます。
- ▶ 自動車の整備点検と適正な管理など、自動車騒音等を減らすように努めます。
- ▶ エアコンや掃除機・洗濯機など電化製品等は、低騒音型のものを積極的に選択します。
- ▶ 近隣騒音・振動・悪臭の防止や夜間照明などの光害防止に努めます。

● 水環境への配慮

- ▶ 公共下水道や農業集落排水が整備されている地域では、積極的に接続を進めます。
- ▶ 公共下水道や農業集落排水の未整備地域では、合併処理浄化槽の設置に努めるとともに、浄化槽の維持管理に努めます。
- ▶ 合成洗剤の使用を石けん使用に切り替える、洗剤を使いすぎない、食用油は流しに直接流さないなど、家庭からの排水で水を汚さないように努めます。
- ▶ 市街地や駐車場等での雨水の地下浸透に努め、地下水のかん養や湧水の保全、小川や水路の水量確保など、地域の水循環を良好な状態に維持するよう配慮します。
- ▶ 雨水桶の設置など、雨水の貯留による庭木への散水や非常用水源の確保に努めます。
- ▶ 日常生活での節水や風呂の残り湯の活用など、水資源の有効利用に努めます。

● 土壌環境への配慮

- ▶ 庭木や家庭菜園などの害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品を抑制し、やむを得ず使用するときは、必要最低限にします。
- ▶ 家庭で使用する化学物質の漏えいに注意します。

● 安全安心な暮らしへの配慮

- ▶ 家庭でのごみの焼却をやめ、ダイオキシンなどの有害物質発生抑制に努めます。
- ▶ 有害化学物質の環境リスクに対する理解を深めるように努めます。



事業者の取組

●大気環境への配慮

- ▶法や条例による規制を遵守し、環境負荷の低減に努めます。
- ▶自動車を利用するときは、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけます。
- ▶アイドリングストップ・エコドライブの普及に協力します。
- ▶業務用・事業用の焼却炉は法や条例に従って適正使用します。
- ▶貨物車両・建設車両等の排ガス対策推進に努めるほか、低公害・低燃費車、電気自動車などの次世代自動車の導入を進めます。
- ▶物流の合理化を進め、稼働車両台数の削減に努めます。
- ▶自動車は排気ガスが良好な状態となるよう適正な整備点検と維持管理に努めます。
- ▶大規模小売店などでは、駐車場進入路周辺での交通渋滞の防止・緩和対策に努めます。

●騒音・振動・悪臭への配慮

- ▶法や条例による規制を遵守し、工場・事業場における騒音・振動・悪臭の防止に努めます。
- ▶建設作業等に伴う騒音・振動の発生防止、低騒音・低振動型の機械や工法の採用に努めます。
- ▶自動車の適正な整備点検・管理に努めます。
- ▶トラック等貨物車両の使用に際しては過積載防止に努め、騒音や振動の未然防止に努めます。

●水環境への配慮

- ▶法や条例による規制を遵守し、工場・事業場における排水の適正管理に努めます。
- ▶工場・事業場における排水調査に協力します。
- ▶事業所からの生活排水対策に努めるとともに、公共下水道が整備されている地域では、積極的に接続を進めます。また、未整備地域では適正な合併処理浄化槽の設置と浄化槽の維持管理に努めます。
- ▶工場・事業場、駐車場等における雨水の地下浸透対策に努め、雨水の地表流出の抑制、地下水かん養機能の維持・向上に配慮します。
- ▶使用水の循環利用などに努めるとともに、水道水の節水、雨水利用施設の整備活用など、水資源の有効活用に努めます。
- ▶農薬や肥料の適正使用に努めます。

●土壌環境への配慮

- ▶土地の埋立てに際しては、埋立て土砂などの中に有害物質が含まれないよう十分に配慮し、有害物質の除去等に努めます。また、不法投棄の情報提供に協力します。
- ▶農薬の適正使用に努め、残留濃度の高い農薬や除草剤の使用を抑制していきます。
- ▶敷地内にある樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品をできる限り使用を抑制し、やむを得ず使用するときは、必要最低限にします。
- ▶不要になった農薬や化学製品などを適正に処理します。
- ▶工場・事業場の跡地利用に際し、土壌汚染調査の実施、汚染土壌の洗浄や除去などに努めます。

●安全安心な暮らしへの配慮

- ▶化学物質の適正管理に努めるとともに、PRTR制度（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく化学物質排出移動量届出制度）により、化学物質の環境への排出削減に努めます。
- ▶製品の製造や開発にあたっては、有害性の少ない製品の開発・生産、購入・使用、消費・廃棄に留意し、化学薬品などの有害物質が人体や環境に影響を及ぼさないように努めます。
- ▶製品の製造工程での有害物質の使用量の削減に努め、発生する副生物は工程内で再利用し、製品となって市場に出る場合には、確実に回収されるような循環システムの構築に努めます。
- ▶ダイオキシン類に関する法令等の基準を遵守します。
- ▶住宅・建築物の建材や塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質による居住者や環境への影響を及ぼさないよう、使用材料を吟味するとともに、設計・施工方法に配慮します。
- ▶原材料や廃棄物、不要になった農薬や化学薬品などを適正に処理します。

基本目標 V

地域を思いやり環境を守る人を育むまち

関連する
SDGsの
GOAL



<施策の方向>

V-1 環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信

V-2 環境行動・環境保全活動の推進

<環境指標>

項目	単位	基準年 2016 (H28)年度	現状値 2021 (R3)年度	目標値 2027 (R9)年度
放課後子供教室における環境学習講座の参加数	人	203	0	230
体験型環境学習の開催回数	回	2	0	3
環境情報の発信回数	回	27	23	30
環境市民会議の参加団体数	団体	41	40	50



放課後子供教室 環境学習講座

V-1 環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信

■ 施策の方向性

地球温暖化などへの市民の環境問題への意識は高く、多くの市民が省エネルギーやごみの減量化、資源化に取り組んでいます。

本市に残された豊かな自然環境や快適な生活環境を守り、将来に引き継ぐためには、今後も身近な環境の状況について知識を深めることが重要です。そのため、市民団体などと協働で、環境教育・環境学習を推進します。

また、本市では、広報やホームページなどを活用して環境に関する情報を積極的に発信しています。今後とも、環境に関する情報を市民や事業者に発信し、意識向上を図ります。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
V-1-① 学校での環境教育・環境学習の推進	●放課後子供教室などの環境学習への支援	生活環境課 生涯学習課
	●地域の人々との協働による体験型など、学校での環境教育の推進と支援	学校教育課
	●学校での環境美化活動の推進など、環境意識の向上	学校教育課
	●学校での雨水施設や太陽光発電施設等の利用による環境教育への支援の充実	学校教育課
V-1-② 食育学習の推進	●食育計画に基づき食育の普及啓発や情報提供、食育・食の安全を考慮した地産地消の推進	健康推進課 農林振興課
	●市民の協力による学校での作物づくりや地産地消を踏まえた学校給食の充実	農林振興課 学校教育課
	●食・農・環境・健康学習の一環として、家庭や学校、地域が一体となった食育学習の推進	学校教育課
V-1-③ 環境教育・環境学習機会の充実・環境情報の発信	●まちづくり講座（環境講座）による環境学習を推進	地域創生課
	●環境市民会議と連携した体験型環境学習の充実	生活環境課
	●環境問題や地域環境に関する情報、環境にやさしい取組に関する情報の充実と提供・発信など、環境について学ぶ機会の充実と支援	生活環境課 関係各課

■ 市民・市民団体の取組

● 環境教育・環境学習への配慮

- ▶ 家庭や親子で環境について考え、話し合う機会をつくります。
- ▶ 学校での環境教育・環境学習の必要性を理解し、その取組に協力します。
- ▶ 自分の知識や経験、技術を活かし、学校や地域での環境教育・環境学習における講師の補佐や指導等の協力を努めます。
- ▶ 食・農・環境教育の一環として行われる学校での農作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理などの指導や補佐を行います。
- ▶ 市や地域で行われる環境教育・環境学習に参加し、地域環境や環境問題への理解を深めます。
- ▶ 農林業体験などに参加し、環境と農林業との関わりを学び、理解を深めます。
- ▶ 自然観察会や身近な生き物調査などの自然環境調査や農林業体験学習に参加・協力します。
- ▶ 地域の自然や歴史文化とのふれあう機会を活かし、自然と共生した暮らしについて考えます。
- ▶ 里山や水辺の維持管理、地産地消の活動を通じて、身近な環境学習に取り組みます。

■ 事業者の取組

● 環境教育・環境学習への配慮

- ▶ 職場での環境教育・環境学習を推進します。
- ▶ 従業員や家族と一緒に環境教育・環境学習や活動への参加を支援します。
- ▶ 学校での環境教育・環境学習の必要性を理解し、その取組に協力します。
- ▶ 事業所や従業員が有する知識や経験、技術を学校や地域での環境教育・環境学習に役立てるよう協力します。
- ▶ 子供たちの自然とのふれあい学習や体験学習などに積極的に参加し、子供の安全確保や学習指導や補佐に協力します。
- ▶ 食・農・環境教育の一環として行われる学校での作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理、食と農業・環境との関わりなどの学習の指導に協力します。
- ▶ 市や地域で行われる環境教育・環境学習への参加により、従業員の環境保全意識を高めます。



放課後子供教室 環境学習講座

V-2 環境行動・環境保全活動の推進

■ 施策の方向性

今日の気候変動や資源循環、生物多様性、快適な暮らしに係る様々な環境問題は、相互に関連しながら、私たちの日常生活や産業など、社会・経済活動とも密接に関わっています。

このため、環境問題や地域の環境について、自ら、考え、行動するとともに、利害関係にある人々と課題や取組の方向を共有し、相互に知恵を出し合い、適切な取組を総合的に進めていくことが、持続可能な地域社会に向けて重要になっています。

市民や事業者と環境保全に向けた取組を推進するために組織した環境市民会議の活動の活発化に向け事業を支援します。

また、持続可能な地域社会の実現に向けて、本市の自然や産業、地域社会などの地域資源を活かしつつ、不足する資源を相互に補いあえる地域や様々な人びととの連携が不可欠です。そのため、環境の交流を深め、連携に向けた取組を進めていきます。

■ 市の施策の内容

施策の方向	施策の内容	主管課
V-2-① 環境行動の 普及促進	●環境にやさしい取組に関する情報や体験機会の充実・発信など、環境保全行動の普及促進	生活環境課 生涯学習課
	●家庭での再エネ活用など環境保全対策への支援等による環境行動の普及啓発	生活環境課
	●道路や河川のクリーン作戦、身近な場所でのクリーンアップ活動の推進など、家庭や親子で取り組むことができる環境行動の支援・促進	生活環境課
	●環境フェアや環境イベントの充実と参加促進	生活環境課
V-2-② 協働による 環境保全の 推進(地域 循環共生社 会)	●環境市民会議の活動促進と支援	生活環境課
	●環境活動団体の情報提供と連携の推進	生活環境課
	●様々な分野と連携し、多様なライフスタイルに対応した環境保全活動の機会の充実と提供	生活環境課 関係各課
	●環境学習や体験学習、地産地消、グリーンツーリズムなど、環境保全活動や環境に関する交流機会の充実	生活環境課 農林振興課
	●環境保全対策や生物多様性保全、エネルギー・資源循環などに関わる広域連携の推進、地域循環共生圏の構築	生活環境課



クリーン作戦

■ 市民・市民団体の取組

●環境行動の実践

- ▶身近な場所のごみ拾いや環境美化など、主体的に実践できることから進めます。
- ▶環境行動に関する情報の収集や、市や地域が行う環境保全活動やイベントに参加するなど、自分のライフスタイルに適した環境保全行動を考え、実践します。
- ▶家庭や学校、地域で、SDGs の推進や COOL CHOICE など、環境への負荷を減らす取組などについて話し合い、行動します。

●環境保全活動への参加

- ▶環境市民会議の活動に参加・協力し、理解を深め、活動を支援します。
- ▶市民・事業者・各種団体と協働による道路、河川のクリーン作戦に参加・協力します。
- ▶農林業体験などに参加し、環境と農林業との関わりなど、環境に関する普及・啓発活動に協力します。
- ▶自然観察会や身近な生き物調査などの自然環境調査や農林業体験学習などに参加・協力し、相互理解を深め、環境パートナーシップの形成に努めます。
- ▶里山や水辺の維持管理、地産地消の活動に参加・協力します。
- ▶様々な立場の人びとや地域との環境に関する交流機会に参加するなど、交流の輪を広め、地域循環共生圏の構築に向けた取組に参加・協力します。

■ 事業者の取組

●環境行動の実践

- ▶職場で、SDGs の推進や COOL CHOICE、食品ロス、ごみの減量化・資源化など、事業活動における環境への負荷の低減に向けた取組を実践します。
- ▶環境配慮に関する情報の収集、市や地域が行う環境保全活動やイベントに参加するなど、市民の環境行動を支える製品やサービスの提供に努めます。

●環境保全活動への参加

- ▶環境市民会議の活動に参加・協力し、理解を深め、活動を支援します。
- ▶市民・事業者・各種団体と協働による道路、河川のクリーン作戦に参加・協力します。
- ▶農林業体験など、環境と農林業との関わりなどの普及・啓発活動に参加・協力します。
- ▶自然観察会や身近な生き物調査などの自然環境調査や農林業体験学習などに協力し、相互理解を深め、環境パートナーシップの形成に努めます。
- ▶里山や水辺の維持管理、地産地消の活動に参加・協力します。
- ▶関連団体や事業所と連携し、環境保全活動に参加するとともに、市民の環境行動を支える製品やサービスの提供などに努めます。
- ▶様々な立場の人びとや事業者、地域との環境に関する交流機会を増やし、交流の輪を広め、地域循環共生圏の構築に向けた取組の推進に努めます。
- ▶市や関連団体が進める地域循環共生圏の取組に参加・協力します。

本計画に包含する気候変動の緩和と適応に向けた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画は、各分野にまたがる重点施策として位置づけています。

気候変動の緩和と適応

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて～

気候変動への適応の推進

地域気候変動適応計画

～気候変動からの影響の回避と緩和に向けて～

1. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて～

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき策定されるもので、本市の地球温暖化対策の推進のため、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めています。環境基本計画における各施策と密接に関連し、一体となって効果的な推進を図っていくため、本計画に包含し、重点施策として総合的・計画的な展開を図っていきます。

(1) 背景と目的

<地球温暖化対策の動向>

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

2015（平成27）年11月から12月にフランス・パリで開催されたCOP21において、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、国際条約として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを掲げました。

また、2021（令和3）年10月から11月に英国・グラスゴーで開催されたCOP26では、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となりました。

<地球温暖化対策を巡る国内の動向>

国では、こうした情勢を踏まえ、2020（令和2）年10月に、2050（令和42）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を目指す。」ことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表しました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2021（令和3）年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を決定し、また10月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。この計画において、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されました。

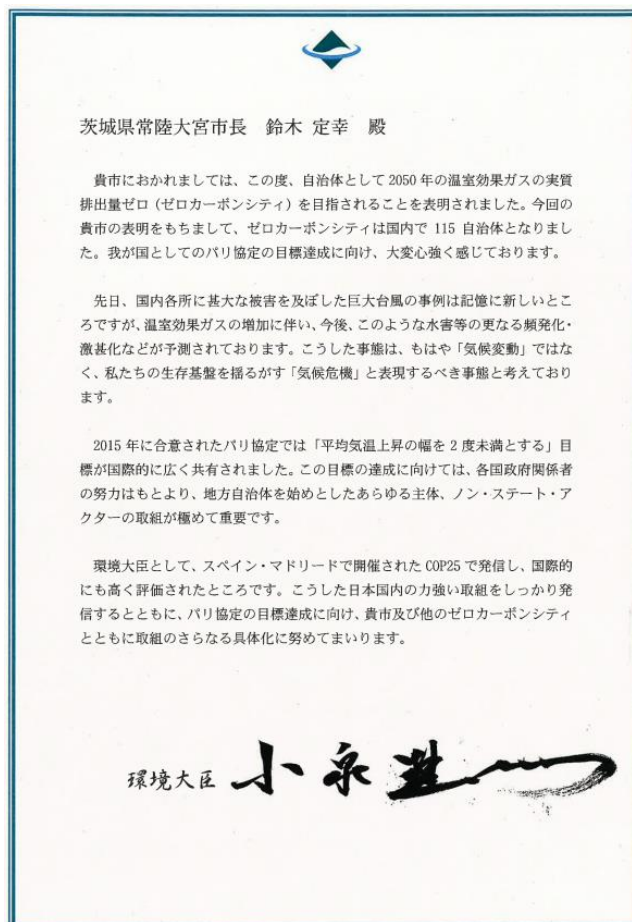
茨城県では、2017（平成 29）年3月に改定した茨城県地球温暖化対策実行計画に基づき、県民総ぐるみで地球温暖化対策を推進してきたところですが、国の方針を踏まえ、今後、計画の内容を見直し、省エネルギー対策の強化や再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組み、温室効果ガスのさらなる排出削減を図っていくことにしています。

<目的>

本市では、加盟する関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成（2020年4月時点）される「廃棄物と環境を考える協議会」において、ゼロカーボンシティ宣言を共同表明しました。

今後、本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働・連携して、脱炭素に向けた取組を推進していくことと、新たな施策・取組を検討しながら、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指していくことにしました。

本計画では、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策の展開を図っていくための取組の方向性や目標を定め、様々な分野で連携して、総合的・計画的に温室効果ガス排出抑制と吸収源対策を図っていくことを目的としています。



「ゼロカーボンシティ宣言」への環境大臣認定書

(2)取組の目標

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、国の温暖化対策計画及び県の地球温暖化対策実行計画との連携を図りつつ対策を進めていくため、本計画では、温室効果ガス排出量削減に係る当面の数値指標を

基準年度：2013（平成 25）年度

現状年度：2020（令和 2）年度または 2019（令和元）年度

目標年度：2030（令和 12）年度

長期目標：2050年カーボンニュートラル（ゼロカーボンシティ）の実現とします。なお、地球温暖化防止に係る社会情勢等の変化に応じて見直しを行います。

また、計画で進める施策・対策は、国及び県の計画の見直し、総合計画及び環境基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて見直します。

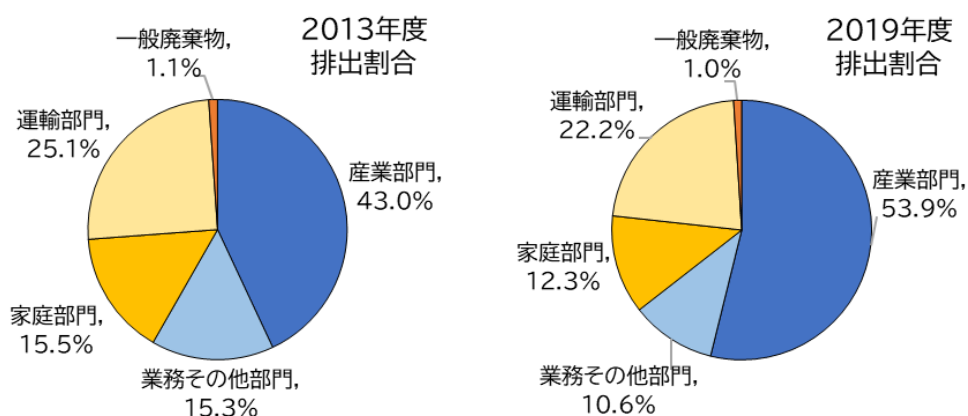
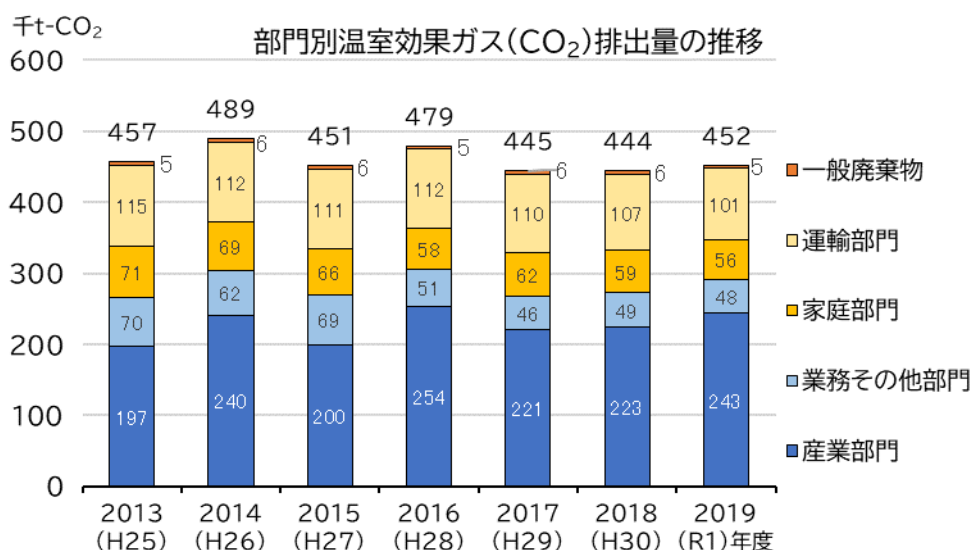
(3)市域の温室効果ガス排出状況と特性

本市域からの2019（令和元）年度の温室効果ガス（CO₂）排出量は45万2千t-CO₂で、緩やかな減少傾向にあります。基準年の2013（平成25）年度排出量比で▲1.1%の減少となっています。

本市の部門別CO₂排出割合は、産業部門が約54%と排出量の半分以上を占めています。産業分野の排出量のうち、製造業が9割以上を占めているほか、農林水産が7.3%、建設業が1.1%となっています。産業部門からの排出量は、基準年度（2013年度）比で約24%の増加しており、産業分野の排出抑制が課題となっています。

次いで排出割合が多いのは、運輸部門が約4分の1を占めています。このうち97%以上が自動車からの排出量となっており、旅客自動車と貨物自動車がほぼ同じ割合となっています。運輸部門の排出量は、基準年度（2013年度）比で▲12%と減少していますが、今後、旅客・貨物自動車からの更なる削減が重要となっています。

家庭部門及び業務その他部門の排出割合は、それぞれ1割強で、基準年度の排出量比で家庭部門が▲22%、業務その他部門で▲31%の減少となっています。



<資料>自治体排出量カルテ、環境省より

(4) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画を踏まえて、目標年度（2030（令和 32）年度）の温室効果ガス排出量を、基準年度比▲46%の削減をめざし設定します。

2030 年度の CO₂ 排出量

基準年度(2013 年度)排出量比▲46%以上、24万7千t-CO₂の水準にすることを目指します。

2050 年度の CO₂ 排出量:カーボンニュートラル(実質ゼロ)

(5) 温室効果ガス排出抑制に向けて

2050 年のゼロカーボンシティの実現に向けて、本計画では、その当面の目標である 2030（令和 12）年度における本市域からの温室効果ガス排出量の 2013（平成 25）年度の排出量比 46%削減に係る地球温暖化対策を重点的に進めます。

基本施策	重点施策の展開の方向
I-1-① 再生可能エネルギーの活用推進	① 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けて
I-1-② 省エネルギーの普及促進	② 省エネの徹底・ライフスタイルの変革に向けて
I-1-③ 環境にやさしいまちづくりの推進	③ 脱炭素社会の形成を支えるまちづくりに向けて
	④ 環境にやさしい産業活動の促進、環境交流・連携に向けて

◆コラム ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及に向けて◆


創るエネルギー ≥ 使うエネルギー



高い断熱性能をベースに太陽光発電などの設備でエネルギーを創出し、省エネ設備などでエネルギーを効率的に使うことで年間一次消費エネルギーの収支ゼロを目指す住まいです。

出典：COOL CHOICE エコ住宅・断熱リフォームガイドブック 環境省より

(6)取組の展開

凡例 ①～④；重点施策の取組の方向、；取組の視点、；密接に関連する取組
 枠内；[左欄]取組の柱、[中央]施策・取組内容、[右欄]取組の主な効果等

① 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けて

再エネ電力(再生可能エネルギーで発電された電力)・熱等の活用

太陽光発電の普及と活用	太陽光発電システム等の設置の推進 家庭用蓄電システム導入補助の推進 新築住宅等での太陽光発電の導入促進 施設や駐車場屋根を活用した太陽光発電の普及	CO ₂ 排出削減 自家消費（自立分散）型エネルギーの普及 電力の安定利用 災害時電力確保
	ソーラーシェアリング型農業の推進	農業経営の向上

自立分散型エネルギーづくり	卒FIT 再エネ電力活用	CO ₂ 排出削減 電力の安定利用
	地区内の太陽光発電等再エネ電力の共同活用	再エネ電力利用の普及 地域電力の整備・確保
	E V等電動車の蓄電システムの有効活用	災害時電力確保

未利用再生可能エネルギーの活用	再エネ電力・再エネ熱利用の開発・普及 ▶ 間伐材等バイオマス資源の有効活用 （広域連携によるバイオマス発電の検討） （チップストーブ等の普及推進） ▶ 中小水力発電活用の検討 ▶ 太陽熱の有効利用（太陽熱温水器等普及技術開発） ▶ 地中熱利用に向けた技術開発の促進 未利用エネルギー活用・エネルギー効率利用	CO ₂ 排出削減 間伐材等森林の活用 森林更新・循環利用 CO ₂ 吸収機能 森林の整備・管理 用水路活用 水路の維持管理
	水素エネルギー活用への検討	CO ₂ 排出削減 水素社会の構築

② 省エネの徹底・ライフスタイルの変革に向けて

省エネの徹底	住まいでの自然採光や通風・太陽熱の有効活用 住宅や建物の高断熱・高气密性の普及 緑のカーテンや住まい周辺緑化の普及 ビル等の屋上緑化や周辺緑化の推進 省エネ家電への切替や省エネ機器の導入の普及	住まいや建物の工夫 都市の緑化・景観形成 都市熱の緩和 産業の振興 省エネによる CO ₂ 排出削減
--------	--	---

COOL CHOICE(脱炭素型社会に向けた賢い選択)の普及促進

脱炭素型サービスや移動の選択	脱炭素型サービスの活用 地産地消の農産物や商品の活用 近在への移動での徒歩や自転車の活用 E V等次世代自動車への乗換の普及 E Vや電動自転車等のシェアリングの普及 公共交通利用の推進、通勤等での活用奨励	CO ₂ 排出削減 住民サービスの向上 新たな産業の育成 地産地消産業の普及 脱炭素型移動環境の充実・地域内交通の確保
----------------	--	--

エネルギー起源以外温室効果ガス排出削減促進

省エネの徹底	プラごみ等焼却処分に伴う CO ₂ 排出抑制 農業生産に係る CO ₂ 等温室効果ガス排出削減 CO ₂ 以外の温室効果ガス排出抑制の推進 フロンガスの適正な回収・処理の推進	ごみの減量化・資源化 プラスチック資源循環 メタン・窒素・フロン ガス等の排出削減 CO ₂ 排出削減
--------	---	--

③ 脱炭素社会の形成を支えるまちづくりに向けて

森林の整備等 吸収源対策の 推進	森林の整備・管理の推進 平地林や緑地の樹林等の管理・整備（森林更新等） 農地の CO ₂ 吸収（貯留）機能の向上と活用	森林整備・活用の普及 森林の防災機能向上 不耕起栽培など農地の CO ₂ 貯留・排出取引 等のビジネス化 熱中症対策 CO ₂ 吸収源向上 気候緩和機能の向上
	都市熱の緩和（市街地等の省エネ化） 平地林・樹木の緑陰活用 水辺の整備など風の道の活用	

住宅や建物等 のゼロエネル ギー化の促進	建物のエネルギー効率利用の普及促進 ZEH の導入促進と普及 ZEB の導入促進	エネルギーマネジメン トシステムの普及 CO ₂ 排出削減
----------------------------	--	--

移動の脱炭素 化の促進	デマンドバス等の電動車化（EV 化）の推進 MaaS の普及による公共交通利用環境の向上 小型 EV 等を活用した地区内交通の確保	公共交通利用環境向上 と利用の普及 移動の脱炭素化の促進 CO ₂ 排出削減 コンパクトなまち 歩いてみたくなる商店 街や市街地の創造 地域商店街の活性化
	公共施設や商業施設などの適正配置 歩道の整備、街路樹やポケットパークの整備 市場やリサイクル・リユースショップ等の開催 自転車利用やまちあるきを楽しめるまちづくりの推進	

物流の効率化	地産地消の推進による移送の省エネ化 物流の効率化、物流の脱炭素化の促進	CO ₂ 排出削減 産業の効率化
--------	--	--------------------------------

④ 環境にやさしい産業活動の促進、環境交流・連携に向けて

連携の促進 (協働社会)	脱炭素社会に係る環境学習・行動体験の推進 市民団体活動への支援・環境市民会議との連携強化	脱炭素社会への理解、 行動の普及
	脱炭素社会に貢献する産業活動の育成・支援 産業間連携の促進 産官学連携による再エネ開発・活用の検討促進	地域エネルギー開発・ 活用への連携 カーボンプレジット推 進に向けた研究
	再エネ電力共同購入・再エネ電力発電地域との連携 資源・エネルギー等に係る地域循環共生圏づくり	再エネ地域との連携 近隣市町との広域連携

2. 気候変動への適応の推進

地域気候変動適応計画

～気候変動からの影響の回避と緩和に向けて～

地域気候変動適応計画は、気候変動適応法第 12 条に基づき策定されるもので、常陸大宮市環境基本計画の一部として、本市における気候変動の緩和と適応に関する施策を総合的に展開していくことを目指しています。

(1) 背景と目的

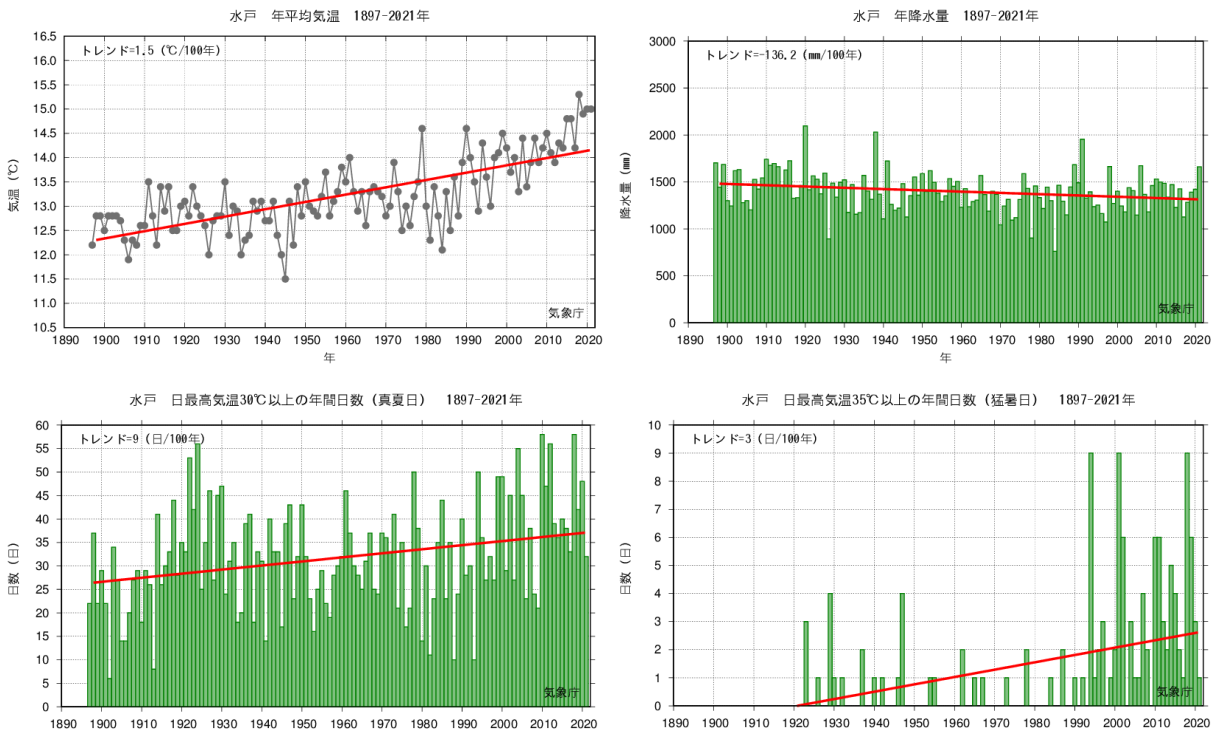
近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。

本市では、2019（令和元）年 10 月 12 日の令和元年度東日本台風により、記録上最大の日降水量 216mm が観測され、市内でも堤防決壊や住宅等の全壊・一部損壊など大きな被害を受けました。また、最高気温も上昇してきており、今後、こうした気候変動の影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられます。

そのため、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組み、地域社会の安全・安心の確保に努めていく必要があります。

(2) 気候変化の状況

水戸地方気象台における 100 年間の観測値と長期変化の傾向は下図で、平均気温は概ね 1.5℃上昇しており、真夏日や猛暑日の発生日数も増加しています。本市は、内陸の里山地域であるため変化は少ないですが、今後、発生頻度の増加などが考えられます。



＜資料＞「茨城県の 21 世紀末の気候-地球温暖化が最も進行する場合の気温と降水の予測」
2018 年 5 月、水戸地方気象台 茨城県気候変動適応センターのパンフレットより

(3) 地球温暖化対策が進まなかった場合の 21 世紀末の県の状況

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減対策が今後もほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2076-2095 年頃）の茨城県の気候は次のようになると予測されています。

● **年平均気温は約 4℃上昇**

水戸市の現在の年平均気温は 13.6℃ですが、将来は現在の八丈島と同程度まで上昇すると予測されています。

● **猛暑日は年間約 30 日増加**（猛暑日：日最高気温 35℃以上の日）

現在ほとんどみられていない猛暑日が年間約 30 日増加し、真夏日や夏日、熱帯夜が増加する一方、冬日は減少すると予測

● **滝のように降る雨の発生が約 2 倍以上**（1 時間降水量 50mm 以上雨）

これまで平均で 5 年に 1 回程度であった大雨が、将来は 2 年に 1 回程度、最大で年 1 回まで増加すると予想されています。

● **降水の無い日も増加**（日降水量 1mm未満の日）

将来の無降水日は現在と比べ年間 8 日前後、最大で 15 日以上増加し、特に夏場に増加と予想されています。

資料：「茨城県の 21 世紀末の気候-地球温暖化が最も進行する場合の気温と降水の予測」2018 年 5 月、水戸地方気象台 茨城県気候変動適応センターのパンフレットより

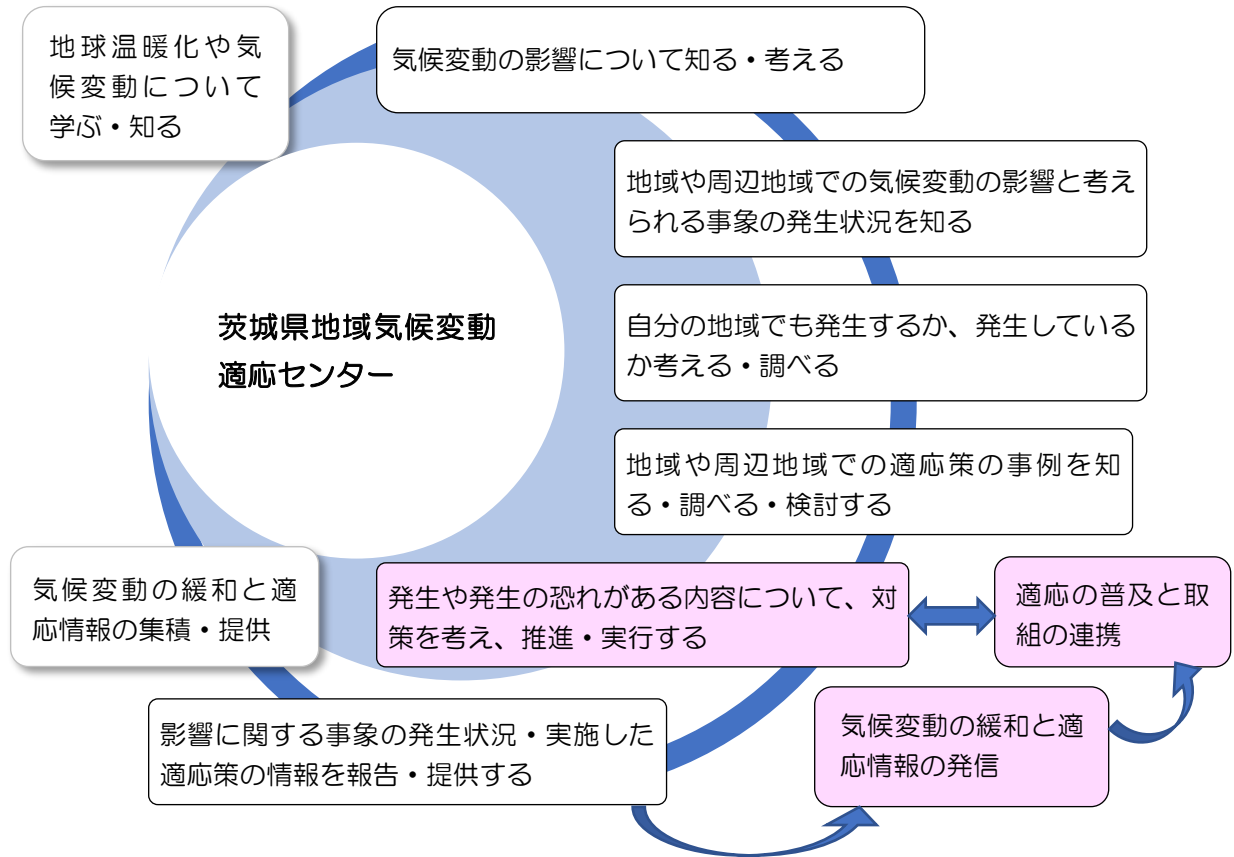
こうした気候変動の影響による被害の回避・緩和に向け、県では次のような対策を進めていくこととしています。（なお、海域や海岸に関するものを省略しています。）

農林水産業分野	▶気候変動に適応した品種選定、安定生産技術の開発
	▶高温環境下に適応した技術の開発
自然災害・沿岸域分野	▶地域防災力の強化
	▶災害に備えた強靱な県土づくり
	▶侵食対策の推進
	▶森林防災機能の維持・増強
水環境・水資源分野	▶長期にわたる安定的な水資源の確保
	▶河川、湖沼及び海域の水質保全
自然生態系分野	▶生物多様性戦略への適応の組み込み
	▶生物多様性への影響の把握
	▶野生鳥獣の調査・管理と外来種の防除・把握
	▶県民と協働した生物多様性の保全
健康分野	▶熱中症対策
	▶蚊媒介感染症対策

資料：茨城県地球温暖化対策実行計画（2017 年 3 月改定）より

(4) 気候変動への適応に向けて

① 気候変動の影響に関する情報の収集・発信



② 気候変動適応策の推進



◆コラム 気候変動の影響への適応に向けて◆

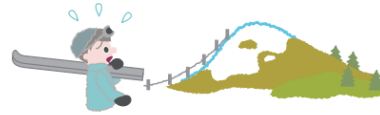
気候変動によって、以前よりも今の方が暑くなって（地球温暖化）いたり、雪の降り方が変わってきたりしています。また、近年、短時間で降る大雨が増えてきたと感じている方も少なくないのではないのでしょうか。

暑さが厳しくなった



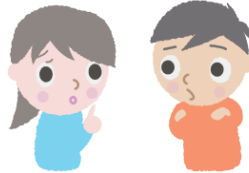
短時間で降る大雨が増えてきた

雪の降り方が変わってきた



こうした気候の変化は、私たちの食べる物やみなさんの健康などにも様々な「影響」を与え、しかも、その「影響」が今後、さらにひどくなっていくかもしれないのです。

今までいなかった病気を媒介する虫が棲みつくようになるかも…



農作物の品質が下がり、収量が減るかも…

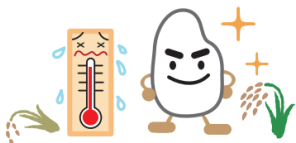
気になった方は、ページをめくってね



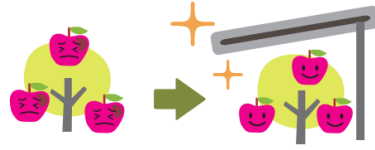
では、どうしたらいいのでしょうか？

例 1 食を守るための「適応」

気温の上昇や強い日射によって、お米や、リンゴ、ミカン、トマトなどの農産物に品質低下という影響が既に現れています。お米であれば高温に強い品種に変えたり、暑い時期から作付け時期を調整したり、リンゴやトマトであれば日よけで強い日差しから守ることなどが影響への対策、「適応」といえます。



高温に強い品種に変える。作付け時期を調整する。



リンゴの日焼け（品質低下）を防ぐために、日よけを設置する

例 2 気象災害から暮らしを守るための「適応」

大雨による河川や下水道の氾濫、それにより生じる浸水被害を防ぐためのインフラ整備や、いざという時に安全に避難するための警戒避難体制の強化をすることも被害を減らすための「適応」といえます。

私たち一人ひとりが、天気予報や防災アプリを確認したり、洪水被害予想地図（ハザードマップ）や避難経路を確認し、気象災害に備え身を守る準備をすることも重要な「適応」といえます。



天気予報や防災アプリ等の確認



洪水被害予想地図（ハザードマップ）等の確認



雨水貯留槽など（インフラ整備の例）

例 3 健康を守るための「適応」

気温の上昇により、熱中症で搬送される人の数が増えたり、病気を媒介する蚊の北上などの影響が出ています。

水分補給をこまめにしたり、エアコンを適切に使用することによって熱中症を予防したり、虫刺されに気をつけるなど、一人ひとりが自身の健康を守るために行動することも「適応」なのです。

こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。

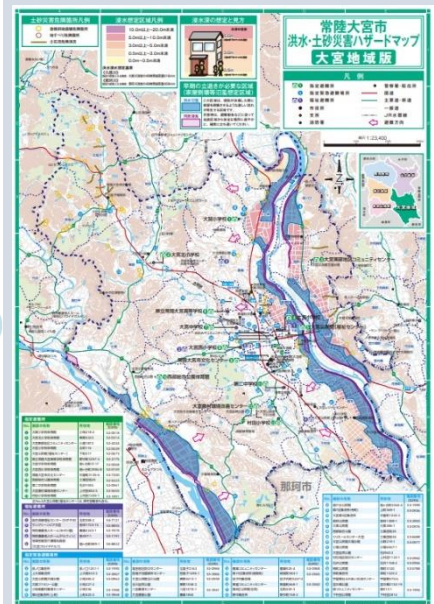


虫よけスプレーなどで虫刺されに気をつける。

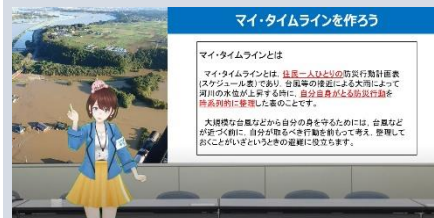


蚊の育つ水たまりなどを作らない。

出典：未来のために今はじめよう！気候変動の影響への「適応」、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）より



画像：常陸大宮市防災ガイドブック「常陸大宮市洪水・土砂災害ハザードマップ（大宮地域版）」より



画像：茨城県マイ・タイムライン作成支援動画、茨城県防災・危機管理課より

本計画の望ましい環境像“豊かな自然と調和し、安心・快適に暮らせる持続可能な環境にやさしいまち”を実現していくためには、2050年ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）に向けた地球温暖化対策や気候変動適応対策に係る重点施策と一体となって、効果的に本計画を推進していく必要があります。そのためには、市民・市民団体・事業者・市のそれぞれがSDGsへの貢献をはじめ、計画が掲げる基本目標や取組（施策）の方向を共有し、主体的に行動していくとともに、相互に連携していくことが重要です。

このため、本市の環境に関する施策の総合的な調整と適正な進行管理により、施策の効果的な展開を図ります。

第1節 推進体制

1-1 推進組織

(1) 市内の推進体制

環境基本計画等推進会議

本計画を総合的・計画的に推進するための全庁的な組織である環境推進会議により、本計画に掲げられた環境の保全に関する施策の効果的な推進及び総合的な調整を図ります。

(2) 環境市民会議

市民・事業者・市で構成する常陸大宮市環境市民会議は、環境基本計画の推進への協力、環境保全活動や環境教育・環境学習への支援、市民団体の連携、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

(3) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、関係団体代表者などからなる環境審議会において、本計画の進捗状況について点検するとともに、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針などについての提言を行います。

1-2 推進体制

(1)各種計画との連携

本計画は、本市における環境施策に関するマスタープランであり、本市の他の計画の策定に当たっては、本計画との整合を図るものとしします。また、相互に密接な連携を図り施策や取組を進め、必要に応じ見直すものとしします。

(2)国・県・近隣市町との連携

廃棄物対策や地球温暖化問題をはじめ、生物多様性など、複雑化・多様化・広域化する環境課題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難です。このため、広域的な視点に立って、国や県、近隣市町などとの連携を図り、効果的な施策を展開します。

(3)環境に関する情報の集積・提供

今日の複雑化、多様化する環境問題に適切に対応していくためには、その基礎となる情報の集積が必要です。環境に関する情報を広く収集・整理し、市民等に提供していくことは、市民との協働により本計画を推進していく上で必要不可欠です。

そのため、国や県、関係機関などとの連携を図り、情報の収集と蓄積に努めます。収集・整理した環境情報を生かし、広報や市のホームページなどを用いて市民等への情報提供を進めます。

(4)財政的措置

本計画の施策を安定的、継続的に進めていくため、財政的措置を図るとともに、市民・市民団体・事業者・市が一体となって必要な財源の確保に努めます。

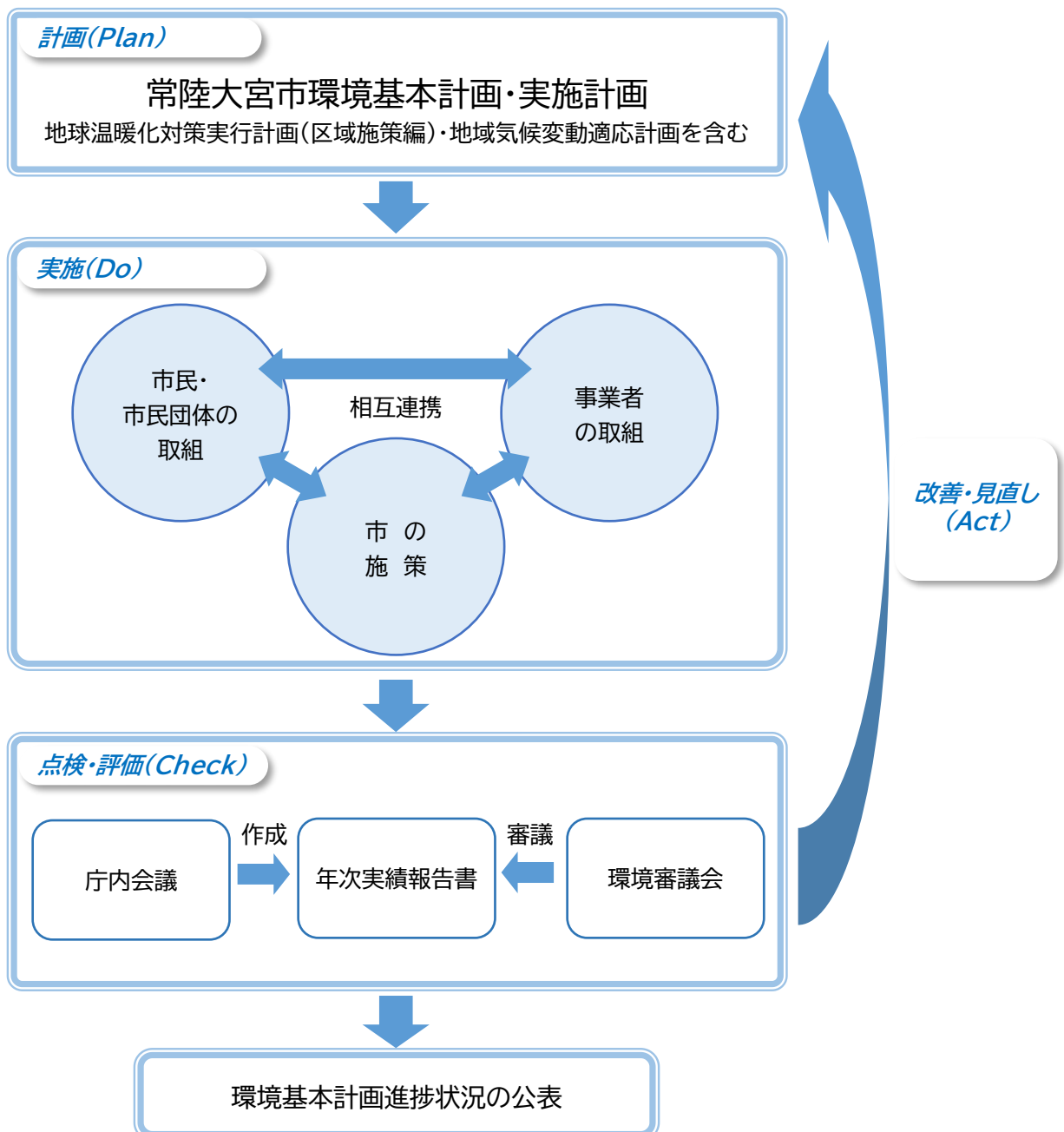
また、費用負担のあり方などについて検討を進めます。

第2節 進行管理

本計画は、3年毎の実施計画を策定し、毎年進行管理を図ります。

市民・市民団体・事業者・市の協働によって本計画を推進するとともに、本計画に基づく施策等の進捗状況や環境の状況について定期的に点検し、環境審議会に報告します。環境審議会は、公正な立場から本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針について提言します。

環境審議会の提言を踏まえ、年次実績報告書を作成し、広報及び市のホームページにおいて公表し広く市民や事業者の意見を求めます。それらの意見を翌年度以降の個別施策や取組に反映させ計画をより実効性のあるものとします。





資料 1 常陸大宮市環境基本条例

平成 18 年 3 月 13 日
条例第 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策（第 7 条—第 17 条）
- 第 3 章 地球環境保全の推進（第 18 条）
- 第 4 章 常陸大宮市環境審議会（第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 人と自然が共生した、環境への負荷が少ないまちづくりのために、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行わなければならない。

3 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、市民の意見を反映して、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について、配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 環境保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な環境を確保すること。

(4) 地球環境に配慮した負荷の少ない循環型社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の再資源化、廃棄物の減量化等を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、常陸大宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する基本的施策の方向

(3) 環境の保全に関する配慮の指針

(4) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する常陸大宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境に関する報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用の推進)

第10条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第12条 市は、人と自然とが共生できる基盤として緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第 13 条 市は、河川等における水環境の適切な保全に努めるとともに、河川等の水質の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第 14 条 市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 15 条 市は、環境の保全について、市民、事業者が理解を深めるとともにその活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第 16 条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査を実施するとともに、監視、測定及び検査に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 18 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の施策を推進するものとする。

第 4 章 常陸大宮市環境審議会

(環境審議会)

第 19 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、常陸大宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること
- (2) 公害対策に関すること
- (3) 自然環境の保全に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は再任することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

常大生環第 19 号
令和 5 年 1 月 27 日

常陸大宮市環境審議会会長 様

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市環境基本計画の策定について（諮問）

常陸大宮市環境基本条例（平成 18 年常陸大宮市条例第 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、常陸大宮市環境基本計画を策定します。

本計画は、環境保全に関する施策・事業を長期的な視点に立って、計画的・総合的に推進するものです。計画の策定から 5 年が経過し、今年度をもって前期基本計画が終了することから、新たに同後期計画を策定するものです。

常陸大宮市環境基本計画で定める本市が目指す望ましい環境像「豊かな自然と調和し安心・快適に暮らせる持続可能な環境にやさしいまち」の実現に向け、現在市が抱える環境面における課題の解決を図り、常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした基本となる事項等について、貴審議会の意見を求めます。

令和5年2月20日

常陸大宮市長 鈴木 定幸 様

常陸大宮市環境審議会
会 長 根本 正人

常陸大宮市環境基本計画について（答申）

令和5年1月27日付け常大生環第19号で諮問のあった「常陸大宮市環境基本計画」の策定については、本審議会において審議、検討を重ねた結果、本案は妥当であると認め、下記の付帯意見を付して答申いたします。

記

1. 本計画の推進を図るため、取組状況を含めて様々な手法・手段を講じて情報を発信し、市民・市民団体・事業者・市の相互理解と協働による環境保全の取組の積極的な推進に努められたい。
2. 持続可能な地域社会を構成する脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会は、様々な分野に密接に関連しているため、関連する部署との連携を一層強化し、総合的かつ計画的な取組の展開に努められたい。
3. 重点施策の実施に向けては、計画の趣旨を鑑み、市民・市民団体・事業者・関係部署との調整を円滑に進め、共有の取組として積極的な推進を図るとともに、次期計画の礎となるように努められたい。
4. 本計画が目指す基本目標の実現に向けては、幅広い地域や人々との連携が不可欠であるため、環境の交流や協力を図るように努められたい。
5. 環境基本計画実施計画に基づき、計画の進行管理と公表を行い、適切な事業の推進に努められたい。

資料3 常陸大宮市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属等	備考
根本 正人	水戸北部中核工業団地連絡協議会 会長	会長
小瀬 梅子	常陸大宮市ネットワーク協議会 会長	副会長
角田 二雄	常陸大宮市森林組合 代表理事組合長	
荒井 トクエ	常陸大宮市消費者リーダー連絡会 会長	
石崎 育子	常陸大宮市ボランティア連絡協議会 会長	
長山 順子	常陸大宮市食生活改善推進員連絡協議会 会長	
後藤 孝行	常陸大宮市学校長会 会長	
萩谷 正博	常陸大宮市農業委員会 会長	
萩谷 正博	常陸農業協同組合 常任理事	
増子 泰	常陸大宮市環境保全推進協議会（大宮地域） 副会長	
渡邊 克美	常陸大宮市環境保全推進協議会（山方地域） 副会長	
小室 忠男	常陸大宮市環境保全推進協議会（美和地域） 副会長	
廣木 公一	常陸大宮市環境保全推進協議会（緒川地域） 会長	
青木 良仁	常陸大宮市環境保全推進協議会（御前山地域） 副会長	
大内 順	イオンリテール株式会社イオン常陸大宮店 店長	
石川 保	大宮地方環境整備組合 事務局長	

資料4 用語の解説

A、B、C、…、1、2、3、…

A類型、B類型(河川の水質汚濁に係る環境基準)

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の生活環境の保全に関する環境基準で、水域ごとに AA、A、B、C、D、E 類型が指定されています。AA 類型から E 類型の順に基準が低くなっています。

河川水質の代表指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) では、AA 類型が 1mg/L 以下、A 類型が 2mg/L 以下、B 類型が 3mg/L 以下、C 類型が 5mg/L 以下、D 類型が 8mg/L 以下、E 類型が 10mg/L と基準値が定まっています。BOD 以外の基準は、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数でも基準値が定まっています。

COOL CHOICE(クールチョイス)

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組で、国が進めている国民運動です。

EV

電気を動力にして動く車両 (電動車、Electric Vehicle の略) 全般をいいます。電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車なども EV に含まれます。

FIT(制度)、FIT 対象再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (Feed in Tariff の頭文字、通称 FIT 制度という。) のことです。2011 年 8 月に成立した、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて実施されています。再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けた制度です。電気事業者が買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した再エネ賦課金によってまかなうことになっています。

「卒 FIT 再エネ」とは、FIT 制度の対象期間が終了した再生可能エネルギー設備や施設から発電されたエネルギーのことをいいます。

ISO14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みを指します。

LED

通常の電球や蛍光灯に代わり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

MaaS(マース)

Mobility as a Service の略で「マース」といいます。交通機関による移動と IT サービスが融合し、移動手段がサービスとして最適化されることで、交通経路の検索とモバイル決済を組み合わせた交通サービスを提供するしくみのことを指します。

RCP8.5 シナリオ

RCP は Representative Concentration Pathways (代表濃度経路シナリオ) の略称で、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書 (2014 年発表) おいて、これからの 100 年間でどのくらい平均気温が上昇するかを予測した 4 つのシナリオです。最も気温上昇が高くなる RCP8.5 シナリオでは 4°C 前後、最も気温上昇が低い RCP2.6 シナリオで 2°C 前後の上昇が予測されています。

PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register の略で、化学物質排出移動量届出制度のことです。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような排出源から、どのくらい環境中に排出したか、あるいは廃棄物に含まれて外に運ばれたかというデータを把握・集計し公表する仕組みです。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律で、対象化学物質や対象事業所の指定、排出や移動等の届出等が義務付けられています。

SDGs(持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。(本文 29 ページ参照)

ZEH、ZEB(ゼッチ、ゼブ)

ZEH は Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略で「ゼッチ」といいます。高い断熱性能や省エネ性能を有する住宅で、太陽光発電などで生活に必要なエネルギーを創り出すことで、空調や給湯、照明など、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量を正味 (ネット) でゼロにすることを目指した住宅をいいます。ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) は、ビル全体でのゼロ・エネルギー化を目指しています。

6 次産業

様々な地域資源を活用し、農林漁業者が生産 (第一次産業)、加工 (第二次産業)、流通・販売 (第三次産業) を一体化して取り組む産業の形態を指します。

あ行

アイドリングストップ

信号まち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐車車の時に、自動車のエンジンを停止させることを指します。

暑さ指数

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として提案された指標です。人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標となっています。

アンダーパス

立体交差で、掘り下げ式になっている下の道路やくぐり抜け式通路、鉄道や道路の下を通る地下道をいいます。

茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することにより、環境への負荷の少ない社会づくりを目指しています。

茨城県地域気候変動適応センター

気候変動適応法第13条に定められた「気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供、技術的助言を行う拠点」で、2019年4月1日に茨城大学に設置されました。

ウォームビズ

環境省が推奨する、暖房時の室温を20℃にして快適に過ごすライフスタイルをいいます。暖かい服装などで自宅や職場での暖房の使用を控え、地球温暖化対策を進めることを目的としています。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

エコキュート

エコロジーのエコ、給湯（きゅうとう）のキュートを組み合わせた自然冷媒ヒートポンプ給湯機のことです。ヒートポンプ技術を利用し空気の熱で湯を沸かす電気給湯機のうち、冷媒として二酸化炭素を使用している機種の商品名です。

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速や急ブレーキを控えるなど、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法を指します。

エコまち

都市の低炭素化の促進に関する法律を略称で「エコまち法」といいます。この法律に基づいて、都市・交通の低炭素化、エネルギー利用の合理化を進めるまちづくりのことをいいます。

エネルギー起源以外の温室効果ガス

＜参照：温室効果ガス＞

燃料や電力の消費など、燃料の燃焼により排出される二酸化炭素をエネルギー起源といい、それ以外の工業プロセスや廃棄物焼却、燃料の燃焼、畜産や農業活動などに伴い排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素などを総称して、エネルギー起源以外の温室効果ガスといえます。

エネルギーマネジメント

事務所やビル、工場、住宅、地域などのエネルギー使用を見える化し、効率的に使用するための企業や個人、地域の活動のことです。エネルギーマネジメントシステムは、一般的には、事業所や家庭における電気などのエネルギーの使用量を管理するためのシステムをいいます。厳密な仕組みでは国際標準化機構の規格（ISO50001）認証があります。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといえます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か行

外来種

一般的には、外国に分布していた生物のうち、何らかの要因で国内にも分布するようになった種のことです。広義には他の地域からの移入種も含まれます。また、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むとしている説もあります。「特定外来生物」とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、海外起源の外来種の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものが指定されています。また、飼育、栽培、保管、輸入、野外へ放つ、植える及びまくこと等が禁止されています。

化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあります。燃焼により大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因物質を排出しています。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理することができ、浄化槽法の改正（平成13年）

により、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられており、市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。

カーボンクレジット

市民や企業、地方自治体が森林の保護や植林、省エネルギー機器の導入などによって生まれるCO₂などの温室効果ガスの削減量、吸収量を「クレジット」として発行し、ほかの企業などとの間で売買できるようにする仕組みのことで、炭素クレジットとも呼ばれています。国内では、2013年にカーボンクレジットを国が認証する「Jクレジット制度」を開始しています。

どうしても削減しきれない温室効果ガスの排出量に合わせてカーボンクレジットを購入することで、排出量の全部、または一部を埋め合わせする「カーボン・オフセット」などが可能となります。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことにしました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のことを指します。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境パートナーシップ

パートナーシップとは友好的な協力関係のことで、環境パートナーシップとは環境問題の解決に向けて様々な分野や組織、人々が協力し合うことをいいます。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式を総称していいます。

環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことを指します。

感染症媒介生物

人と人との間で、あるいは動物から人に感染症を伝播（媒介）する生物のことです。デング熱を媒介するヒトスジシマカなど、吸血を行う昆虫やダニ類が多く、吸血に際に感染症の原因となる微生物を取り込み、次の個体に微生物を注入して、感染症を拡大させます。

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化をいいます。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど自然現象の場合もありますが、ここでは、1800年代以降の主に人間活動による地球温暖化に伴い引き起こされている気候の変動や変化をいいます。そのため、地球温暖化を気候変動ということもあります。

季節現象

ある季節にだけ現れ、その季節を特徴づける生物活動や大気・地面の現象のこと。梅雨、春一番、桜の開花、秋雨、初霜、初雪、初氷、初冠雪などがあります。

クールビズ

環境省が推奨する、冷房時の室温 28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルをいいます。ネクタイをせず半袖シャツを着るなどで冷房の使用を控え、地球温暖化対策を進めることを目的としています。

グリーン購入

環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入することを指します。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域でゆっくりと滞在し、地域の人々との交流を通じてその自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村で様々な体験などを楽しむ余暇活動のことです。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。

光化学スモッグ

光化学オキシダント濃度上昇によって空気に「もや」がかかる現象のこと。光化学オキシダント濃度が高く、その状態が継続すると、眼や気道の健康障害を引き起こすことがあります。光化学オキシダント濃度などにより「光化学スモッグ注意報」が発令されます。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものを指します。

耕作放棄地

過去1年以上作物がつかられておらず、耕作を再開する見込みのない農地のことを指します。

さ行

最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいいます。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「安定型」「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持ったエネルギーを指します。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、適切な維持管理がされない森林も多くなっています。反面、身近な緑、生物の生育生息空間としての価値が見直され、その保全と活用が課題となっています。

次世代自動車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などを指します。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため指定された区域をいい、自然公園法に基づき国が指定する国立公園と国定公園、茨城県自然公園条例に基づき県が指定する県立自然公園があります。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方を指します。

食育

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。日本では事業系と家庭系の食品ロスを合わせて年間522万t（令和2年度推計値、農林水産省）が捨てられています。食品ロスが増えることで、結果的に地球温暖化を進行させてしまいます。世界には、貧困により満足に食べ物を得られない人々が多くいる中で、食料資源が有効に活用されていないと言える問題があります。「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

水源かん養

かん養とは「自然に水がしみ込むように徐々に養い育てること」で、雨水や地表水が土の中にしみ込み、地下水として蓄えられ、少しずつ川に流出していく現象をいいます。

生活排水処理施設

家庭のトイレ、台所、風呂、洗濯など、日常生活から排出される排水を処理する施設で、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等がありません。

生態系

生物と、生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環を創造しているシステムをいいます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

生物季節

開花や落葉、鳥の渡りなど、植物や動物が周期的に示す現象（気温や日照など季節の変化に反応して動植物が示す現象）のこと。広義には農事・生活季節も含まれます。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形作っています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素（CO₂）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らが又は地方自治体として宣言や公表した地方自治体をいいます。

ソーラーシェアリング

新たな太陽光エネルギー発電施設を建設すると同時に、そのプロジェクトの実現に参加した人々からの資金を調達し、その後に経済的利益を共有・分配する仕組みをいいます。一般的には、営農を続けながら太陽光発電を行う設備「営農型太陽光発電システム」を指し、農地の上に太陽光パネルを設置し、農業と太陽光発電の両方を行う仕組みをいいます。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称のことです。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われていています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

脱炭素社会

持続可能な社会を構成する社会像の一つで、二酸化炭素を排出する化石燃料に頼らないで、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないエネルギーや資源が活用されている社会のことです。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルが実現された社会を指すこともあります。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、洪水や暴風雨による被害増加、数億人規模の深刻な水不足、種の絶滅リスクの増加など、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことを、「エネルギーの地産地消」という言葉で表すこともあります。

チップストーブ

小片にした木材(チップ)を燃料とするストーブをいいます。木材を小さな球形や円柱状に固めた造形物(ペレット)を燃料とするストーブはペレットストーブといわれます。木材を小片にすることで燃焼効率が良いほか、容積が小さくなるので輸送や貯蔵などの利点があります。

デマンドバス

利用者の要望(デマンド)に応じ、運行ルート・時間・乗降場所などを対応させる仕組みのバスをいいます。バス以外のタクシーなどの交通手段を含めてデマンド交通ということもあります。

な行

二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄はそれ自体が有害であり、環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与えます。呼吸器系に影響を与え、四日市ぜんそくなどの原因となっています。

二酸化炭素(CO₂)

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい、CO₂とも表記します。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものです。人間が石油、石炭、天然ガスの化石燃料を大量に使うようになり、増加し、地球温暖化を加速させる原因ガスのひとつとなっています。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼により空気中に含まれる酸素と窒素から発生し、高温になるほどその発生量は多くなります。主な発生源は、工場及び自動車で、呼吸器系の疾患の原因となっています。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報をいいます。環境省と気象庁から発信されています。

農業集落排水(施設)

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設をいいます。農業用排水の水質汚濁防止、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の生活環境の向上を目的としています。

は行

バイオマス(エネルギー)

バイオ(生物資源)とマス(量)を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい、それをもとに発生するエネルギーを指します。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残渣、木材などがあります。

パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で、世界約200か国が合意して成立した包括的な国際協定です。国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる条約で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としています。

ビオトープ

ビオトープとは、ギリシャ語の「bios(生物)」と「topos(場所)」の合成語で、生物が自然な状態で生息している空間のことを意味します。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されています。

非メタン炭化水素(NMHC)

メタン以外の炭化水素（脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素）の総称です。メタンは光化学的に活性が低いいため、光化学オキシダント対策で大気汚染を論じる場合に、このようにメタンを除外した指標が使用されています。

不耕起栽培

農地を耕さないで、作物残渣を田畑の表面に残した状態で次の作物を栽培する農法をいいます。田畑を耕し整地する労力が減らせるほか、土壌生物による有機物の分解が遅くなり、植物が取り込んだCO₂を大気中に戻さず土壌中に貯留できるメリットが期待されています。反面、排水しにくく湿害が起こりやすい、病害虫が発生しやすい、除草労力の増加、収量の減少といったデメリットもあります。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が10μm以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

フロン

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため、冷媒、洗浄剤、発泡剤などに使われますが、大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となります。

放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能と言います。

ポケットパーク

洋服のチョッキ「ベスト」についているポケットのように小さい規模の公園を意味します。市街の一角に、その場の雰囲気に合わせてつくられた小さな公園や広場などをいいます。

ま行

木質バイオマス <参照:バイオマス>

木質バイオマスとは、木材からなる再生可能な有機性資源をいいます。木材は成長の過程で二酸化炭素を吸収しており、燃やすときに排出される二酸化炭素の量はプラスマイナスゼロ（カーボンニュートラル）となるとして、再生可能エネルギーのひとつとして発電に利用しています。また、木質バイオマスを発酵させてバイオエタノールを抽出し、液体燃料としても利用されています。

や行

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼした場合にいう。

リスク

リスク (risk) とは、将来のいずれかの時において何か悪い事象が起こる可能性のことです。ここでは、人の活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（恐れ）、また、そうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性を指します。

常陸大宮市環境基本計画改訂版

常陸大宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
常陸大宮市気候変動適応計画

2023(令和5)年3月

発行 常陸大宮市
編集 常陸大宮市 市民生活部 生活環境課
〒319-2292
茨城県常陸大宮市中富町 3135-6
TEL 0295-52-1111(代表)
URL www.city.hitachiomiya.lg.jp/



市の花
「ばら」



市の木
「さくら」



市の鳥
「かわせみ」



市の魚
「あゆ」



常陸大宮市

常陸大宮市環境基本計画改訂版（2023～2027）

常陸大宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

常陸大宮市気候変動適応計画